

第百十二回 参議院通信委員会 會議録第七号

昭和六十三年四月十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十三日

辞任

橋本孝一郎君

補欠選任

山田 勇君

四月十四日

辞任

山田 勇君

補欠選任

橋本孝一郎君

四月十五日

選任

山田 勇君

陳内 孝雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

上野 雄文君

添田増太郎君

宮田 輝君

守住 有信君

大森 昭君

委員

岡野 裕君

長田 裕二君

志村 愛子君

陣内 孝雄君

永田 良雄君

成相 善十君

西村 尚治君

山内 一郎君

及川 一夫君

大木 正吾君

鶴岡 祥君

山中 郁子君

橋本孝一郎君

国務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政大臣官房長

郵政省通信政策

局長

郵政省電気通信

局長

郵政省放送行政

局長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

防衛庁装備局通

信課長

科学技術庁研究

開発局宇宙企画

課長

参考人

通信・放送衛星

機構理事

通信・放送衛星

機構理事

宇宙開発事業団

理事

宇宙開発事業団

理事

日本放送協会専

務理事

本日

の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上野雄文君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本委員会は、委員一名が欠員となっておりますが、去る四月十五日、新たに当選されました陣内孝雄君が本委員会の委員に選任されました。

(拍手)

○委員長(上野雄文君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に通信・放送衛星機構理事長廣瀬弘君、同機構理事大竹利男君、同木村悦郎君、宇宙開発事業団理事入江敏行君及び同船川謙司君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上野雄文君) 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、中山郵政大臣から趣旨説明を聴取いたします。

○中山郵政大臣

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における無線通信技術の進歩に対処して、宇宙における無線通信の普及促進等を図るため、通信・放送衛星機構が産業投資特

別会計の出資を受けて行う業務等に関し所要の規定の整備を行うとともに、あわせて、通信・放送衛星機構の役員の任期を改める等所要の改正を行うこととするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、通信衛星の定義を、無線通信を受信してその再送信を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星であって、固定地点からの無線通信を受信して固定地点へその再送信を行うための無線設備を主として搭載するものに改めることとしております。

第二は、通信・放送衛星機構の理事及び監事の任期を三年から二年に改めることとしております。

第三は、通信・放送衛星機構は、その所有に係る放送衛星について通信・放送衛星機構の行う業務のうち、政府から衛星所有資金に充てるべきものとしてされた出資に係るものに係る経理であって、当該所有に係る部分については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するとともに、この勘定において利益を生じたときは、政令で定めるところにより、これを国庫に納付するものとしております。

なお、この法律の施行期日は、区分経理等に関する規定については、昭和六十三年十月一日から、通信・放送衛星機構の役員の任期等に関する規定については、公布の日からとしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(上野雄文君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○及川一夫君 まず最初に、言葉の使い方とその内容について認識を一致しておきませんと、混乱をしますんでお聞きしたいんですが、今大臣が提案されました前提として、通信・放送衛星という、通信と放送、それぞれの衛星という意味が含まれているんですけれども、どうも書物を見ますと、衛星放送、衛星通信という言葉が出てきてみたり、通信衛星、放送衛星というふうな言葉が出てきてみたり、それぞれは意味があると自分では思っているんですが、どっちがどういうふうに正しいのか、はっきりしておかないかと思っております。

実はここに月刊誌「世界」で、「NHK衛星放送への疑問」と書いてある。ところが論じているのは、今大臣が提案をされております放送衛星、それに対する批判的な座談をやっておるんですね。ところが、このタイトルは「衛星放送と、こうなっているわけですね。それで大臣の提案は通信並びに放送衛星と、こういう使い方をしているんですね。私はわかってはいるつもりなんですが、書物を見ますと、いろんなものに交互に使われておるものなんです。一体何を目的として、何を意識して論じているのかというのがどうも明らかにならない。非常に困ったものだというふうに私は思うんです。したがって、この際、法律の改正を提案されているわけですから、法律で使っているタイトルが一番本当なんだろうと思えますから、通信衛星とか放送衛星といった場合の意味、それから衛星通信、衛星放送といった場合の意味、これをひとつ明確にさせていただきたいというふうに思います。

○政府委員(塩谷裕君) 及川先生がおっしゃいますとおり、確かにいろいろこの用語が使われる時点における意味合いといいますか、前後の文脈なり、あるいは使っている人のその言葉に込める何といひますか、意味というものによって多様な使われ方をしていることは事実でございます。そしてまた、きょう御審議いただきます通信・放送衛

星機構法の論議に当たりましては、この点について、しっかりとお互いの共通認識を持つておくことも大事でございます。

そういう意味で、私なりに整理させていただきまされども、通信・放送衛星機構法で対象としております通信衛星、放送衛星というのは、これはその衛星が通信衛星として通信の用に供される、通信用のその電波が地上から発信されまして、そしてそれを衛星が受けて、そしてまた地上へその通信の内容を送る、それが非常にハードウェア的に見ますと大容量の回線、大きな通信量を処理できるような何といひますか、中継器を衛星に備えつけているというものでございます。

同じく放送衛星というのは、やはり放送用の電波を地上から受けまして、そしてそれをまた中継器を介して地上に戻す、この場合、通信衛星と違ひまして放送という波が全国、日本の放送衛星の場合、全国まず大体カバーして電波が発射される、それを直接アンテナで受けてその放送の何といひますか、映像なりを受けとめる、こういう内容だと思ひます。

で、衛星通信なり衛星放送という場合でございますが、これはそういう通信衛星なり放送衛星を使つてサービスを行う、いろいろ役務を提供する、そういう放送なり通信の仕方、それを地上のマイクロウェーブなりファイバー、ケーブルなどを使つたりした場合とは違つて、衛星というメディア、衛星という媒体を使つてそういう通信や放送を行う、そういう場合に衛星通信なり衛星放送という使われ方をしているのではないかと。大方の意味するところを概略整理いたしますと、そういう内容になるのではないかとこのように考えております。

○及川一夫君 局長、余り難しいことを言わぬでほしい。国民一般からいへばどっちも同じなんでは、受ける方からいへば、それを区分けするに、確かに専門家の中では必要なことかもしれないと私は思っているんですが、つまり、通信とか衛星というのが頭に来た場合と、通信衛星の場合に衛星という言葉が頭に来た場合の違いをはっきりさせておきたい。それは宇宙事業団あたりがどういう使い方をするかといったら、衛星通信、衛星放送という言葉が割合と多いんですよ、文書なんかを見ても。ところが、郵政省の方は通信とか衛星という言葉が頭に出てくるわけですよ。

だから、サービスとハード、ソフトとハードと思えばいいだけの話で、宇宙事業団の方はハードでしょう、恐らく。皆さんの方はソフト、こう考へりやすばつと割り切れるわけですよ。中身じゃなしに、呼称がその人の認識で勝手に使われている。まだ全然わからずに使っている人もある。私だって、時と場合によれば、あるときには衛星通信と言つてみたり、あるときには放送衛星と言つてみたり、わからずに言つておつた段階があるわけですよ。だからこのことはひとつ、ただ国民の方からいへば、衛星通信と言おうと放送衛星と言おうと、通信と放送は区分けはせにやいかぬけれども、どっちにしても、衛星放送は放送衛星であれ何であれ、要するに衛星放送に違ひはないというふうにしかな思つていないわけですね。

だから、余りこの辺力こぶを入れて素人が論じ合うと本当におかしなやつやう。ですから、ぜひともそういう点は、これから一生懸命、放送衛星の時代が来るということで、皆さんキャンペーンも張られて、大抵去年の年末だけで、十五秒ごとに放送衛星、放送衛星つてやつたやつを何か計算すると、民間のレベルでは五億四千万ぐらいになるそうですからね、広告料が。NHKが使つて宣伝しておつたでしょう。それほど宣伝をされたわけだから、少し素人わかつのする言葉は共通語としてやっぱ使つてほしいの発想がないと議論が弾まないし、またこれに対する関心が高くなるので、こんなふうにも思つたので、あえて老婆心なんです、郵政省の方も、また宇宙事業団の方もそういう意味では少し考へていただきたいということをや一点申し上げておきたいと思ひます。

そこで、衛星放送という言葉をするんです

が、この衛星放送BS2a、b、これが障害を起こして、今予備機に切りかえられて放映がされているわけですが、その後のBS関係の放送衛星はどういう状態か、五年間なら五年間、寿命が来るまで現状維持というものができるとかどうか、現状についてひとつ教えていただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(塩谷裕君) 放送衛星でございますが、BS2b、現在2aがちょっと中継器二つほどぐあいが悪かつたものから、2bを使つて衛星放送をやっているところでございます。

2bにつきましては、もう先生毎度御心配かけて申しわけなく思つておりますけれども、六十一年の六月に姿勢制御系の中央処理装置、いわゆるCPUと言つておりますが、中央処理装置のA系統に異常が生じた後、昨年末以来テレメトリ・エンコーダー、これはいろいろその衛星のデータを送つてくるものでございますが、それと二次推進系の温度制御用サーモスタット、この二つの異常が発生したわけでございますが、それぞれ冗長系、予備系に切りかえまして、あるいは手動に切りかえまして、その後順調に放送を維持しているところでございます。また、打ち上げ以来五回、いわゆる食期間といひまして、衛星が陰に隠れる、あるいは時期があつたわけでございますが、何ら問題は生じておりません。

現在までのところ、BS2bによる二チャンネル放送の実施に申し上げました状況で特段の問題はないと判断しております。おっしゃるとおり寿命期間、こういった状態で、私も放送に支障のないような状態で運行されることを祈つております。

○及川一夫君 まあ祈つてはいるわけですから、祈りが実らぬときには故障が起くるということにながらるわけですが、そこで問題なのは、当時故障が起きたときに、原因は何かつたところお尋ねしたときに、検討中、調査中というお話でして、なぜ一体故障が起きたかということ必ずしも明らかにされてないんですが、かなり時間もたつていま

し、しかも折るという前提ではあるけれども五年間大丈夫だと、こういうふうにおっしゃるわけですから、その原因について大体説明ができていないのではないかと、思うので、それをお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(塩谷雄二) テレメトリーエンコーダーでございませうけれども、これにつきましては、私も承っておりますところによりますと、現在、宇宙開発委員会においてこの異常原因について調査いたしております。同じくこの三月に生じました、先ほど申し上げましたサーモスタットの不安定動作、これも宇宙開発委員会において調査しております。こういった次第でございまして、私もこの調査結果を待つてこれからまた事故防止に資したいというふうに考えておる状況でござい

ます。

○及川一夫君 いや、局長は専門家だと私は思っています。その程度のお話なら聞く必要はないんですよ。どういふふうになら何が一原因だったのかと、その原因そのものについて、開発事業団の方においでになりますから、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○参考人(船川謙司君) それでは、BS2bで大変皆様御心配かけておりますが、一番初めに起こりました問題は、たゞいま局長から申し上げましたように、姿勢制御の電子装置のCPUと称しまして、いわゆるコンピュータに当たるところでございまして、これにつきましましては、大体宇宙開発委員会の方でもいろいろ御審議願ひまして結論が出されております。

これは中央処理装置の中の読み出し専用のメモリーがございまして、そういう半導体のメモリーでございまして、そこに読み出すときに電力を供給する電力制御用の回路というのがございまして、これも半導体ICなんかでできた回路でございまして、その中の部品がどうも故障したらしいというところまでは突きとめられたんでござい

ますが、そこから先はなかなか、もう既に上がってしまったものでございまして、そこから先の突きとめというのは非常に難しいということ、その範囲までしかわかっておりません。ただし、これにつきましましては、BS2aでも同じような回路を使い、またBS2bも御承知のとおり切りかえましてからずと故障を起こしてございまして、同様のものが非常に宇宙で実績がほかの衛星にもございまして、我々の方としましては、今まで乗り越えてこられたので、余り心配するところは多分ないんじゃないかというふうに考えております。

それから、最近になって起きましたテレメトリーエンコーダーのことでございまして、これにつきましては現在宇宙開発委員会の方で、これは第四部会と申しまして、いろいろ故障の原因調査のところまで今御審議願ひしているところでございますが、大体の範囲は、これ実際の運用は機構の方でございまして、おやりになっておられますので、機構の方あるいはNHKさんの方と協力しまして、いろいろ原因追及をやっております。大体の範囲は突きとめられて、そのことにつきましまして今いろいろ審議願ひしているところでございますが、なかなかこれも宇宙に上がっておりますので、手にとつて調べるといふわけにはいきませんので、ピンポイントするとはやはり多分難しいんじゃないかと思ひます。が、鋭意ピンポイントできるようにまだ探求を続けていられるところでございます。

それから、もう一つはサーモスタットでございまして、これは温度調整のために軌道制御等に使用します二次推進系の燃料が凍らないようにサーモスタットで自動的に温めているわけでございますが、そのサーモスタットがどうもときどきぐあいが悪くなるというふうなこともございまして、これは機構の方でいろいろ運用されるときに、A系統がぐあいが悪くてB系統にして、それがぐあいが悪くてまた手動にしたというふうなことがあったわけでございますが、これにつきましまして現在第四部会で御審議願ひしているところでございますが、これは比較的余り、このために衛星が悪くなるとか、そういう大きな問題になることはまずない

だらうというふうに関係者の意見は一致しております。これも相当衛星としては実績のあるものを使っているわけでございますが、残念ながらまたまそういうものがどうもまじり込んだんじゃないかというふうな考えをしております。

○及川一夫君 上がってしまったものだから地上にある機械とは違ふ、それはそうですわね。それだけにまたこれは金がかかる問題ですから、どうしてもある意味じゃ慎重にやらなきゃいかぬというところにもなるんですが、問題は、原因がわかれば、それ自体を次の段階に生かしていくというのが常識ですわね。したがって、大体範囲はわかったというところまではおっしゃられたわけですが、さらにBS3というものを打ち上げるに当たって、そういうものが生かされていかぬやいかぬというふうな思ひやうでございまして、とりわけ今回の問題は、BS2は東芝で、今回のBS3は日本電気というふうな仕事をされる方がかわつていますよ。

企業競争の厳しさとか、こういう技術というのはなかなか企業秘密みたいな話があつて、あると

いうことになりまして、相互の胸襟を開いたような事故原因、それを直すための、またそれを二度と繰り返さないための技術上の相談とかいふのが一体どうなっているのかと、抜けていくと、慎重に対応されているんだから、当然のこととしてそれは連絡し合つてやっていると、当然のこととして思ひやうでございまして、その辺はいかがですか。

○参考人(船川謙司君) BS2のいろいろな発生しました故障の問題につきましましては、事業団、それから当時の東芝が一致協力して原因探求したわけでございますが、これにつきましましては、おかげさまで本間に何と申しますか、どうしてもわからな

いことは残念ながら残ったわけですが、例え

ば、進行波管が途中でだめになったというふうな

ことにつきましても、そういうやつに対してはこ

の次どういふふうな試験をしたらいいかという方

法が確立しましたので、この次のBS3に対しては、これ日本電気の方でやっておりますわけでございますが、そういう進行波管のテスト方法にはBS2で得ました体験を入れますので、今度はもう本当に食を何回も模擬した、先ほどお話しござい

は金利の問題などあると思うんですが、大ざっぱで結構ですから簡単にひとつお答え願いたいと思います。

○参考人(林乙也君) まず、放送衛星につきましの建設費総額でございますが、五十五年度から六十一年度までに放送衛星二号、BS2に對しまして投じた建設費が三百五十一億でございます。また放送衛星三号に六十年から六十三年度までに投じた建設費が百十五億でございます。そのほか地上施設といたしまして、五十七年度から六十三年度までに六十三億ほどの施設を建設いたしております。総計いたしますと、衛星関係の建設費は、五十五年度から現在まで五百三十億というのがNHKで投じた建設費でございます。

これにつきましては、御案内のように、放送衛星二号につきましては、国の開発費としての負担を四〇%、NHKが六〇%負担いたしております。また三号につきましては、国におきまして三五%の御負担をいただき、残りの六五%をNHKが三分の二、また日本衛星放送株式会社が三分の一ということで負担をまいっておるわけでございますが、今回の機構法の改正に伴います措置によりまして、さらにNHKの六五%の三分の二、すなわち四三%が三九%にまで軽減されるということに相なるわけでございます。

また、この建設費の資金でございますけれども、これにつきましては、各年度の資金計画におきまして、自己資金とそれから外部資金によって賄っております。自己資金のほとんど大部分は減価償却費でございます。また外部資金は放送債券と長期借入金でございます。衛星につきましの特別に区分いたしました資金計画に相なっております。建設費計画全体の資金計画によって賄っております。全体といたしましては、現在まで大体平均いたしまして、自己資金が七〇%、それから外部資金が三〇%ということになっております。その案分で放送衛星関係の建設費の外部資金の金利を仮に計算いたしますと、五十五年度

から六十三年度まで約四十五億円という計算が出てまいるところでございます。

○及川一夫君 要するに大ざっぱな話、NHKは今まで五百三十億投資をしてきているというふうな理解をし、金利が四五億ということですから五百七十億、恐らくBS3打ち上げ完了まで含めれば七百億は超えるという形ですね。その間一銭も要するに収入がないわけですね、放送衛星からは。今は試験やっておりますから、だからお金はもう出し放しになっておるわけで、このままにしておけば金利がどんどんかさんでいくというわけですから、これは三千五百億のNHKの年間予算というものに比べますと二〇%強、いわば支出負担をしていると。大ざっぱな話ですけれども、そのような形になると思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○参考人(林乙也君) 年度を通算してのことでございますので、累積額と単年度の事業規模につきまして直接比較はできないわけでございますけれども、いづれにいたしましても、NHKの事業予算に占める衛星放送関係の経費というものが相当の負担になっておることは御指摘のとおりでございます。

○及川一夫君 そこで、これは局長、また大臣の感想も聞きたいと思うんですが、我が国が国際化という課題にいろいろな面で対応しなきゃいけないということを考えますと、技術開発の面でも基礎素材のことがいろいろいわれているように、何らかの面で世界に先駆けて、失敗をいとわずに投資をすることも国際化の中の我が国の対応の一つであることは私も認めるわけなんです。そういう前提に立ちつつもこの放送衛星、我が国だけが一応成功したような形になって試験放送をやっている。しかし、アメリカではやらない、イギリスでもやってない、西ドイツは失敗した、こういう形のものなんです。しかもその理由が気になるんですけれども、あれだけテレビジョンが発達しているアメリカで、費用効果の面からいってら放送衛星は引き合わない、こういうふう

言っているわけですね。それでむしろ通信衛星を使つてのCATV、これで十分と、こういう発想でアメリカではおられるというわけですね。そしてイギリスでは、BBCが受信料をとつてまでやるべきものではないと、国も金を出さぬと、こういうことをはつきりいわれて実はいはるわけですね。ドイツの場合には我が国と同じように打ち上げをしたんですが、問題にならないくらい失敗してしまつて、それこそ予定した四チャンネルが危ないというふうにいわれている状況にあるようですが、しかし、西ドイツとしては国策としてどうしてもやりたい、こういうことで方針は捨ててない、こういう状況にあるんだというんですね。

他国が失敗したり、やめているからやめるとは私は言いません。しかし、我が国も振り返つてみるならば、今NHKの専務がおっしゃられましたように、大変な金がかかっているわけでありまして、しかも全く今のところは収入がないわけですから、これは収入を取り返す、収入としてこの開発費を取り返すということを考えてみても、果たして今年先に取り返せるかなんというところは、いかに郵政大臣優秀であっても、僕は断定はできないと思う。時と場合によれば、祈る気持ちでおられる、そこだけをつかまれば、大失敗に終わっちゃうというところだつて実は考えられるわけですよ。

ですから、そういった点では私は、もうある意味では腹を決めてからななきゃいかぬという側面を持てているというふうに思うんですが、そういう世界の状況と、今立たされている放送衛星の立場と、それから今後に対する決意といひますか、そういうものは局長どうですか、どんな思いですか。あなた二年くらいでやめになるからという前提で答えてはだめですよ。続いていくということを前提に答えてください。

○政府委員(塩谷健君) 諸外国におきます放送衛星の状況、及川先生お話しいただいたとおりでございます。西ドイツが私も大いに注目しているところでございますけれども、TV-Satellit

ですか、これがちょっと失敗したということ、TV-Satellitについて、いろいろ障害を早期に解決して打ち上げるように検討中というふうな承っているところがございます。アメリカの状況は、まさに先生の今おっしゃったとおりでございます。

そこで、日本がどういうふうなこれから持つていったらいいかということでございますけれども、確かに私、これ考えますと、BS2、いろいろふぐあいが生じまして、今日動いているわけでございますけれども、やはり技術的に克服できるもの、再発の防げるもの、これは何としてでも原因を究明した上で再発を防止する。一つは、技術的にいよいよ回避できるものとは何か回避でき、やはり万全を期して上げていく。先ほど事業団からありましたように、BS3にBS2の教訓を反映して、同じようなことは避けるように手を打ったという報告がございましたけれども、そちらの方向でいくということがやはり基本ではないかと考えるわけでございます。

ただ、それを取り巻くいろいろな状況、特にそういう例えはNHKのようなニューザーが危険負担をするということについて、そういう条件をどういうふうなこれから検討していったらいいかというところ、やはりあわせて私ども考えなければいかぬわけでございます。つまり、いろいろな手を尽くしても起こり得る状態、それを改善の策といひますか、そういったことが起きた場合の回避策といひますか、やはりこれは人間社会の知恵として考えなきゃいかぬと思ひますので、BS3は現在そういうことで技術的に万全を期して、六十五年、六十六年の打ち上げを期したいと思っておりますが、やはりそれ以降の放送衛星の技術的な側面はもとより、そういうリスク負担をどういうふうにしていくかという問題は、やはりあわせて検討していかなくちゃいかぬ。技術的なものという社会的な、制度的な保証、両方あわせて検討して、やはり日本が世界よりいささかりリードして進めましたこの放送衛星というもののこれまでで

つかく得た技術的なノ－ハウ、いろいろな経験もやはり大事にして、将来の宇宙時代に備えていく必要もあるのではないかと考える次第でございます。

○及川一夫君 私も別にやめろと言っているわけじゃないんで、やめてはいかぬ、やり抜かずにいかぬという前提なんだが、いろいろと物を考えるに当たって、浮わつた考え方じゃこれは私は大変なことになるという気持ちなんです。まだまだ成功の見通しが完全についたというもののじゃないんじゃないか、そういう前提に立って、やっぱりある一定の緊張感を持って対応するというふうになりませんといかないんじゃないか。私は、今度のこの衛星機構の法律の改正という問題があるんですが、これ自体を通して見ても、何かそこに何となく浮わつたものを感ずるものですか、あえて問題意識を持ってもいいという事で指摘をしたつもりなんです。

私は一つの緊張感を持っていかないと大変ではないかという気持ちがあるという事を申し上げて、同時に、どうもNHKの負担が非常に多いという感じがしてしょうがないんですよ。ですから一つ聞きたいのは、いろいろと開発費について負担をしてきていますね。国が負担をしたり、NHKと日本衛星放送株式会社負担をしたり、今度は衛星機構が入ってくるんだという話もあったんですけれども、一体この負担割合というのは、根拠的に見て一体どういうことでの負担割合というものを決めたいのか、それをまず聞いておきたいと思う。

○政府委員(塩谷裕君) BS、これはちょっと経過をたどりますと、まず本当の実験用ということで五十三年に打ち上げましたBS号、これは全部あくまで開発、実験用開発ということで国が負担して上げたわけでございます。BS2は、これはユーザーでありますNHKが六割、それから開発を担当しておりますNASDA、宇宙開発事業団が、国が四割ということで分担しました。BS3は、NHK及びJSBが六五%、NASDAが三

五%、当初そういう割合で、七十五億円が入りましたので、それが五九%と三二%という割合になるわけでございますけれども、基本的な考え方としては、この放送衛星を進めるに当たって、国として必要な自主技術、外国の衛星に頼らないで、日本もみずから衛星を開発して打ち上げていくという、そういう自主技術の開発、それと、それを実際に上げて放送なり通信なりという実用、実際の用途に供するといふ、そういう実用に供するといふ両方の要素を持った衛星ということになりましたので、その辺を両者で分け合ったのが三三対六五ということになりましたものでございまして、これも、これは開発の要素ですとか、実用の広がりといふ事、実用がどの程度あるかといふようなこと、あるいは国家財政なども勘案しながら、ちょっと私、パーセンテージと割合とをさっき混同しましたけれども、BS2の場合が四対六、それからBS3の場合は、三・五対六・五というふうな割合になったというふう聞いております。

○及川一夫君 根拠的なものは要するにないんでしょ。口が悪いから許してもらいたいけれども、極端に言えば、つかみ金みたいなものだとは言わざるを得ないと思うんですよ。ただ、それはちょっと理由があったように思います。難視聴問題を解決するというのが衛星を打ち上げる一番先の発火点でしょう。その限りではこの放送法の中に、NHKはあくまで公平に、みんなに見えるように、聞こえるようにせよといふかぬといふ法律がある。したがって、それを解決するためにどうするかということになったら、どうも衛星の方が安いというところ、こつちの方に手をつけたわけでしょう。ところが、現実の問題としては、衛星が上がる前に相当この難視聴問題を解決してしまつた。そこで打ち上げた、開発費を投じてきたそれをどうするんだという議論から、どうもこの委員会などでも、新しい商品開発を衛星というものを通してやるべきじゃないかと

いうふうに進んでいくという感じがする。だから当初の目的から言うと、難視聴問題だけならNHKが中心になって、視聴者が相応の負担をして、そしてみんなが見られるようにしようといふことは筋が通るんですけども、今度は衛星を通していろんなサービスをやろうということになってくると、やや趣が違ってくるんですね。しかも日本衛星放送株式会社というものがそれに参加をしていく。しかも今度、衛星機構までが何か参加をしていくような内容になっているわけですよ。そうすると、NHKだけが大きく負担をするというのとは一体どういふわけかと。

NHKというのと、川原さんを思い出さなければ、別に僕は川原さんが気の毒だと思つて言っているんじゃないんですよ。NHKには受信料払っているわけですから、みんな、テレビ持っている人は、その人たちの受信料で、そしてまた衛星放送が始まると、それに受信料をプラスすれば、またそれを負担せよといふかぬといふことでしょ。だから負担割合、負担割合といふけれども、とにかく視聴者に多く多くといふふうにいふのか、軽くいふのか、一体ここはどうかんだといふことをもう一度僕は問ひ直すべきではないかという感じがしてならないわけですよ。もちろん、これはもう六十三年度のやつは決めていることですから、それをどうしようといふは言いませんけれども、しかし、これから六十六年に向けて、あるいはまた、BS4という話もうそろそろ出てくるというふうなこともちょっと耳にするわけですよ。それはそれでいい、五年、七年の話ですからね。だから十年先のことを考えると、それだっているいろいろ考えなきゃいかぬじゃないかというふうな議論が出てくるわけですね。だからそういう意味合いで、ぜひこれは郵政大臣、大臣がおられるうちにどういふかどういふか知れませんが、開発についても考えてみるべきじゃないかといふふうに思いますが、いかがですか。

○国務大臣(中山正暉君) お話伺っております。情報が高つくつという、これからの時代の議論が先生によつて起こされていっているという感じがするわけでございます。

特に日本は、この間も今度四月一日から名前を変えていただきました通信総合研究所へ行きまして、電波で太平洋プレート監視して、ハワイが日本の方に毎年九センチずつ近づいてきている。大変な地震国、太平洋プレートの上にマグマが日本列島の下へ入り込む。それが一定の周期でもとへはね返る。そのときに大地震が起る。予算委員会でも伺つておりましたという話を、この間答弁されるのを聞いておりましたわけでございます。

難視聴解消という、いわゆる公共放送としてのNHKが、あまねく日本列島二千八百キロ、三十七万平方キロの中に住まいをしていらつしやる方に危険をいかに知らせるか。公共放送として負担率が大いといふのは、私はその辺に意味があるんじゃないかと思つた。確かにこの間、CS3aをお打ち上げになりました後の皆さんが成功を祝つていらつしやる中、ちょうど当日に私、筑波にお邪魔することになりました。次に用意されておりますCS3bの方を、今組み立てていらつしやるところを見せていただきました。まずもう恐ろしい精密機械という印象を深くしたわけでございます。

NTT武蔵野通信研究所で私はICのネットワークを記念にいただきましたが、その一つのネットワークの中のICが、かつて私も電音、電気音機なんて言つていた時代の真空管二十万個に匹敵するやうでございます。ですから、カフスボタンとネットワークとを総合しますと、六十万個の真空管を私抱えて歩いていることと同じことになるといふ、時代の隔世の感を深くしたわけでございます。その意味でこれからの日本がアメリカのように、かつて地球が大変革をしたときにも動かなかつた大陸の上に住んでいる国と、日本のように光ファイバーを隅々まで引きましても、

大地震でもあればこれはもう寸断されるわけでございます。そのときは、空間からおりてくる情報というものが日本列島にあまねく行き渡るといことは大変価値のあることではないか。それが同じように、その大陸の両側にありますドイツと日本、これ考えてみると、ドイツが失敗をして日本が成功をしているということは日本の技術者、そしてそういうものを担当していらっしゃる方々の大変な御研さん、その努力に私はもう大きな評価をしたいというふうに考えておりますので、これからの情報化社会に先行投資をする。日本は下水や道路、そんなものは大衆諸外国に比べて社会資本の投入ができておりますが、情報だけでは世界におくれることがないという私は既が認識されてきて、ある種日本人としての誇りを感じておる、そんな状況でございます。

○及川一夫君 大臣居眠りされているとは思いませんけれども、私が大臣にお伺いしたのとはちょっと外れて御答弁が、見識のほどは重々お伺いしておきますけれども、要するに負担の話です。これを成功させるために負担というものを考えたときに、視聴者とか受信料を払っている人にと多々かけ過ぎてはいるんじゃないかと。当初の目的からいえば難視聴どころじゃない、大変なこれは商売をやるという、そういうものに変わってきているというのを考えると、これまでのものだって僕は言いたいんです、本当は。だけれど、今ごろと変えるわけにいかないからだけれども、これから先もあり得るんですね、これ。打ち上げる話は、それだけに少し考えてみたらどうかというのを、ぜひ大臣にも考えてもらいたいというのを要請しておきます。

時間の関係もありますから、本体の方に私の質問を移したいと思います。

まず、通信・放送衛星機構というものの役割と任務というのはいくつものなんですか。改めてちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○政府委員(塩谷裕君) 通信・放送衛星機構の役割でございますが、端的に申し上げまして、通信

衛星あるいは放送衛星の打ち上げ、これを例えは通信衛星の場合NTT、あるいは放送衛星の場合NHKなど利用者からその打ち上げを受託、打ち上げてくださいますという仕事を頼まれます、そしてそれを宇宙開発事業団に打ち上げてくださいますと再委託する、こういう仕事。それから、打ち上げておきます通信衛星なり放送衛星がちゃんと軌道に乗って順調に動いているかどうか、それを管制するといいますが、後をフォローして十分にその機能を果たしているかどうかをチェックする、そういうような仕事が多なる仕事でございます。

○及川一夫君 放送衛星実現のためのハードを中心にした仕事と、それから維持管理といいますが、そういうものだと私も思います。

そこで、そういった衛星機構がなぜ今回中継器を一つ持たねばならないのか。確かにハイビジョン専用のものでして衛星機構が中継器を持つ、所有する。そこで七十五億という話が出てくるわけですが、なぜそうしなければいけないんですかと。しかも、予備機の中継器を持つというわけでは日本衛星放送株式会社、NHKが二本で一本は日本衛星放送株式会社、こうなっているんですね。予備機というのはあくまで予備なんです、ね、これ。現実にはBS2で故障が起きて予備機に切りかえざるを得なかった。予備機がなかったら一体どうなるんだ、今どうなっているだろうということになるわけでしょう。

しかも、このハイビジョンの専用チャンネルというところで確保するそうですが、それは別に衛星機構がソフトの面で含めて運用するということではないようですね。何か民間会社を集めることになる。民間会社が、会社がつかられて、そこが使いたいというとき貸してあげると、こういうことが前提になっているようなんですが、当然そこには契約ということが成立しますね。ところが本体の方が、NHKさんと日本衛星放送株式会社の使っている中継器が仮に障害が起きたということになったときに、今度は予備機がまともに使えないと

いうことになるし、使うには契約をした、そのハイビジョン関係の会社の使用をストップしなきゃいかぬと、こういう事態も出てくるわけでしょう。一体何で、そんなことまで予測できるのに、あえてこの衛星機構の役割、任務、先ほど局長が言った意味で決まっていますのに、別に法律改正はしてないようだけれども、運用で変えるのかどうか知りませんが、中継器を持つということ、そこまではしなきゃいかぬのか、これがようわからぬのです。そんなことやつたら、かえって契約違反とか、あるいはNHKにしたって日本衛星放送株式会社にしたって、ユーザーとの関係では大変な問題が起こるんじゃないか、そうなければです。容易に想像できるわけでしょう。それなのにあえてハイビジョンの専用回線を衛星機構がなぜ持たなきゃいかぬのか、これわかりません。どういうわけですか。NHKの方、結構です。

○政府委員(塩谷裕君) ただいま及川先生、機構がなぜトランスポンダーを持つのか、機構がトランスポンダーを所有することに伴う予想されるいろいろな問題をいみじくも御指摘されました。私もそういう問題それぞれについて対応しなきゃいかぬというふうに考えております。

ポイント、なぜそういう問題がありながら、それを予期した上で機構があえてトランスポンダーを持つのかということでございます。これはやはり私どもハイビジョンという新しい、しかも非常にこれから時代にマッチして、人たちに喜ばれるという映像、高度な映像を送れる、そういうものを何とか普及していこう。技術的にも未知のこれからいろいろやらなきゃならないことも多いございまして、それだけにまたリスクといいますが、衛星自体とは違つたいろいろな開発をしなきゃならない。それがうまくいかない場合の予想される状態、いろいろリスクもあるわけ、そういうものもやはり承知の上でハイビジョンというものを普及していきなさい。ではそれをやるのには、現在放送衛星の三号で、a、bそれぞれ、これは及川先生御承知のとおり、中継器が三、それについての

予備機それぞれ三つ備えた上で、bについても三、予備系が三ございまして、主系としては六本トランスポンダーあるわけでございます。

放送衛星自体についていろいろやばいところがあるのに、何でそういうことをというお尋ねもあるかと。何でそういうことをというお尋ねもあるかと。a、bともに上がっているとしたら、bについてはaというものの予備的な役割を果たしながら、その予備的な役割が必要ない場合にはやはり使えるわけでございます。いわばそういう使用可能な状態にあるbの予備機を一つ使って、それじゃ、ハイビジョンというものの普及のためのいろいろな試験放送をやってみようじゃないかと。いうことでございます。

じゃ、それをなぜ機構がやるかということでございますが、やはりこれは認可法人ということとで、郵政大臣の認可を受けてできました公正中立な機関であるということ、これからどうなるかわからない一つのハイビジョン放送というものを手がけるのにふさわしい性格を持った機関ではないかというふうに考えるわけでございます。かてて加えて、これまで通信・放送衛星機構は通信衛星なり放送衛星の取りまとめをして、委託をして、そういったことについての運用も含めた技術を持っており、ノウハウを持っており、その中で、ハイビジョンについて、そういう新しいことをやるのにもふさわしいんじゃないか、そういうこととで、この通信・放送衛星機構にハイビジョンの普及のためのトランスポンダーを持たせるということでございます。

ちなみに、現行法の解釈としては、現在までのところ通信・放送衛星機構は、自分でトランスポンダーを持つ形態ではございませんが、法律は、それは持つてはいけないという規定はしてありません。持つてもいいし持たないでもいい。持った場合については、自分の持ち分をやはりNHKやJBSBと同様に事業団に打ち上げを委託するといふ格好になります。参考までにちょっとその辺も触れさせていただきます。

○及川一夫 君 いや局長ね、あなたすらすらとそうやって答えているけれども、僕は大変な発言だと思ひますよ。だって一体、開発費一つ見たって、どのぐらいかかるんですか。BS2を見たって五百八十億ぐらいかかっているんでしょ。それは予備機を含めてですよ、これ。そんなに、あなたに予備機が必要でないような発想なら、何も予備機なんか上げなきゃ半分で済むんじゃないですか。機械的にも半分で済むんじゃないですか。二百六十億とか、高くいっても三百億でいくと。それだけ負担減りますよ。それと同時に、あなたのような発想でしたら、料金の決め方だって、コストに物すごい影響しますよ、これ。しないんですか、これ。七百八十億かかるという場合のコストと、五百億で済みますという場合の料金としてのコスト、これは違うんですか、違わないんですか。

そういうふうに考えていきますと、やっぱり宇宙にぶち上げる話なんで、宇宙開発事業団の方もおっしゃっているように、上げてしまった以上、故障が起きても手でつかむわけにいかないと、だから断定的に物が言えないということを感じに言われておるわけでしょう。だから、物の用に供するためにどうしても予備機を上げたいということと一緒に上げておるんじゃないですか。それを勝手に空き線があるから、地上の空き線があると同じような意味で使ってしまうみたいな、そういうことで、しかも衛星機構にこれをやらせるという、持つというのはどう考えても理屈が合わないし、何を考えているのかと。そんなに簡単なことなのかと、これ。宇宙に上げる話というのはね。しかも民間の契約というのは、もう厳しいものでしょう、これ。契約違反が行われたら。大体もともと、これは宇宙開発事業団に文句言うわけじゃないけれども、障害が起きてしまつて、保険かけた、かけないから始まつて、こんなもの引き取る、とれないというような、そういう話まであった問題でしょう、これ。それを今何となく安定しているからといって、次上げるやつも安定する

という前提で、しかもハイビジョンの専用チャンネルとして予備回線、予備からとるといふのは、私はどうしてもこれは納得いかないですな、これ。答えてください。

○政府委員(塩谷健君) あるいは私、及川先生が先ほどから戒めになっておられる浮わついた何かニュアンスがあったかもしれないけれども、決してそういう意味合いではございませんで、BS3bのトランスポンダーを一つ機構が所有して、そしてそれでハイビジョンをやるといふことの意味は、予備機としての役割を果たして、そしてその上で言うということでございます。3aが三つのトランスポンダーを持つておりまして、これが2aと違うところでございまして、bについても同様でございますけれども、BS2の場合にはa、bという二つの中継器があつて、それについて予備機が一つということであつたわけでございます。

BS3になりますと、a、b、cという中継器が三つありまして、それぞれについて予備系、何といひますか、予備の冗長系のものがついております。3bにつきましても、a、b、cという主系がございまして、それぞれについて三つの予備機がある。そういうわけで、それぞれについての中継器の予備をとつたということでは万全を期しているわけでございまして、そのほか2について生じたふぐあいの防止にもというところで、その上で、ジャbの予備機の一台を使つてハイビジョンをやつたらどうかということでございます。何といひますか、予備機ということの機能を考えた上で、予備機としての働きもできる上でこういうことができるんじゃないかということ、こういう提案を申し上げた次第でございます。

○及川一夫 君 どうも局長、いよいよやっぱりわからな過ぎます。一対一、三対三でしよう、予備機と本体の関係は、間違いないですよ。それで本体の方が、三本のうち二本だけ故障起きて、一本は絶対起きないなんというところはあり得ないでしょう、これ。三本、一、二の三になるかもしれま

せんよ。だって姿勢制御装置一つが狂つたつて、これは全部バアでしよう、中継器が何ぼよくつたつてね。だから中継器だけじゃないですわな。姿勢制御装置まで含めて考えたらいろいろ出てくるわけですよ、これ。まあ姿勢制御装置の場合、手動でやるといふ方式があるといふことは聞いていますけれどもね。しかしどっちにしても、三本に對して三本の予備機であることは間違いないですな、これ。だから、そのうちの一本でも予備機を使つていて、三本バアになればどちかかめなればいかなわけでしょう、これ。予備機の方をですね。だから、そういうふうに考えると、今のような御説明じゃどうも私は納得できない。

と同時に、行政改革に関する当面の実施方針というのがあります、五十九年の一月二十五日閣議決定というのがありますね。ここでは「特殊法人等の民間法人化」ということがありまして、「通信・放送衛星機構」については、宇宙通信政策や公衆電気通信事業等の今後の推移及び利用者保護にも配慮しつつ、民間資金の円滑な導入等経営基盤の安定化等を図り、民間法人化するための条件整備を進める」と、こう書いてある。これの一端なんですよ。行政改革の一環と違ひますか、これ。民間化するのを想定した場合に、何々をといふのがやっぱりあるんじゃないですか。そうじゃないんですか、これ。

○政府委員(塩谷健君) これは民間法人化しろという宿題を政府としていたでいては、これは事実でございます。五十九年の行革大綱では、民間法人化の条件整備を図ることとございまして、今回産投から出資を受けて、トランプを所有するといふことも、いわばこれまで打ち上げを委託したり、あるいは管制をしたりといふ、そういう業務だけに限られていた衛星機構が、こういう仕事を持つといふことによつて将来のまた経営基盤の安定にもつながるといふことになりまして、その経営基盤の安定性をもつて、やはり民間法人化する場合の一つの条件ができたといふことにもなるわけでございます。

そういう意味合いもございすけれども、やはりこれは同時に、中立なノーハウを有する機関がこのトランスポンダーを持つて、そしてそれをハイビジョン放送をしたいといふ放送事業者に貸す。なかなか自分でお金を出してハイビジョン用の試験をする、自分でお金を出して中継器を買つて、あるいは借りて、そしてそれをやるということになりますと、最初に民間の放送事業者が飛びつくといふのはいろいろ無理があるだろうと。やはりこれは産投資金のような公的な資金、しかもいわゆる内需拡大とか、いろいろ産業的な政策目的も達成し得る、そういう性格を持った資金を使つてやるのにはふさわしいんじゃないかということでございます。技術的な懸念、事故発生に伴う問題、これは私ども十分承知はしておりますもの、やはりそういう試験にも踏み出したいといふことでやつた次第でございます。

○及川一夫 君 私はね、BS3を打ち上げても、すぐその日からサービス開始ができると思ひつていませんよ。どんなに見たつて半年ぐらひは試験放送おやりになるんじゃないですか。時と場合によれば、自信が持てなければ一年ぐらひ、それ自体でテストも一年間ぐらひやらなきゃならぬことも想定しておかなきゃいかぬといふことも聞いていますよ。だから私は、最初に緊張感の話をしたんだけれども、どうもこういう発想というのは、機械の安定よりもソフトの方だけがどんどんひとり歩きして、どんどん宣伝して、しかも放送衛星ですから、当然アンテナからチューナーからみんな買わなきゃ聞かれないわけであつて、そんなことを考えると、宣伝だけが先に進んで、機械の安定の方は、もうおっかなびっくりやっていると、いふことになつたら、もし失敗したらその反響は大変ですよ。大臣が一人二人やめたからって済むもんじゃありませんという話になりかねないといふふうに私は思ひますよ、これ。

だから私は、やっぱり機械が本當の意味で安定、つまり予備機を上げぬでもいいぐらひになれば、それは別ですよ。何ぼ上げたつていいです

よ。だってBS4という話の中には、中継器四本にしようという話だってあるわけでしょう。3の中だつて現実にはそういう話があったけれども、どうも重過ぎてうまくいかないということもあって、最終的には三本になった話も聞いているんですよ。僕は。だから、やっぱりもう少しハードの方を重視されるべきだと、そしていざというときにそれに対応できる体制だけはしばらくの間私は維持すべきだというふうに思っています。したがって、これ自体はどうも法律には関係なさそうです。それから、衛星機構がこういう中継器をどうのこうのというやつは、ないようですから、僕はぜひ考えてもらいたいと思いますね、これは。大臣いかがですか、今までの議論聞いて。

○政府委員(塩谷裕君) 大臣がお答えになるかと思いますが、私も一度及川先生にお話し申し上げておきたいと思いますが、確かにおっしゃいますとおり、どうも我々、今までのいろいろなトラブルは経験しながらも現在動いている。そしてまた、それについての対策も講じた上での新しい衛星が上がる、そしてそれが十分な状態で動いていて使えるとなると、何かそれを使わざるを得ないと言ふと変でございますが、やはりそれを使つて何かできたかどうかということに発想が行きまして、その一環としてこういうハイビジョンということになったわけでございますけれども、やはりそうなんでも先生おっしゃいますとおり、技術的な安定性、信頼性ということとは絶えず繰り返して、反すうして念頭に置かなければいかぬわけでございます。それを十分に踏み締めながら新しいものに挑んでいくという姿勢が大事だと思います。

そう意味で、BS3につきまして、この予備機でトランスポンダー、ハイビジョンをやるということとは、いろいろな技術的な問題もある上でのそういう施策だということを念頭に置きながら進めなさいかぬという意味で、そういう自戒の念をもう一度強く思いを浮かべる次第でございます。

○国務大臣(中山正曜君) 今、局長から御答弁申し上げましたように、先生の御議論を聞いておりまして、私もなお心を引き締めて対応していかなきゃならないという気持ちでございます。

衛星というやつは一遍打ち上げますと、先ほどからお話がありますように、橋をかけてこれ修繕に行くわけにもいきませんし、シャトルのようなものがいざそれで、それで衛星を追いかけて、やがて宇宙で修繕をするような時代が来ると思いますが、信頼性工学とかいう学問があるそうでございます。まして、ボタンを押したときに本当に動くかどうかという、それをいかに精密を期していくかという学問も行われているようでございまして、大勢の受信者の方々の浄財をいただいているわけでございますので、このハイビジョン放送が実施できると、七千万台のテレビが、もしハイビジョンになったとしたら六十兆円のGNPに足しというものが見込まれるという話も伺っておりますので、慎重を期しながらひとつ技術陣の方々、そしてその運営する者は心を引き締めて、これからの宇宙衛星放送時代に対応してまいりたいと思ひます。

○及川一夫君 これからも議論する場があると思ひますから、きょうはこの程度にしておきたいというふうに思ひますが、ただ、法律を見ますと、何も反対するものはないんです。ところがこういうときにこそ危ないというお話、これは大臣さんかもう七回も当選経験を持っておられるから、それはもうお気づきだと思ひます。だから、私は別に疑つておるわけじゃないんですけれども、通信衛星の方にも関係するんですよ。ここで言うハイビジョンと、こうおっしゃるけれども、放送大学の問題なども通信衛星を使って、本来なら放送衛星の方を使つてという話もあったそうですが、高くつくというふうな話もあって、それで通信衛星の方を使う。

いる状況の中になにの、安定というものは競争関係ですよ、またここで新たなものをつくつて、それでどんな競争を促進することはいけけれども、何か過当競争になつて、あつちで倒れこつちで倒れたいな、そういう話が社会的、政治的問題になることが想像されるのになあということも実は内々あるわけですよ、僕の気持ちの中にはね。だから、もう少し総合的なというか、理性的な発想で問題をとらえていかないとけないというふうな思ひついているわけでありまして、その点ひとつ意のあるところを酌んでいただきたいと思ひます。

最後に、時間は私、割り当ては二十四分までですからございせんが、役員任期の問題というのと、えらいまた落した話になりますけれども、なぜこういふふうに変えられるのか、僕は余りよくわからぬのです。ただ行革答申の中にあることは事実ですね。「特殊法人等」という「等」の中に何か認可法人も入っているという認識で、政府関連事業というところで役員の任期も変えられたと思うんですが、変えるんなら両方変えりゃいいものを、偉い人だけは三年にしておいて、偉くない方は二年にするなんというのは、あんまりびんごない。私から言うと、びんごないんですね。私はあの行革答申をどう読むかの問題だと思ひます。私はこんなところに問題があるという意図で出されたとは思ひません。すよ、実際に私も体験してきているわけですから。

とにかく天下り総体が多いという話ね。だから時間があれば、本来郵政にはどれぐらい事業団に行つておられるんですかと、全部お聞きしたいくらいです。それから広げる予定はおありですか、それとも縮める方針ですか、こういうことだつて聞きたいわけですよ。そういうものを踏まえて本来議論しなせんと私はだめだと思ひます。天下り総体の問題、それと行った先での報酬の高さの問題、それと同時に、年齢七十歳以上の方がおられたら大変失礼だけれども、要するに自民党さんもお決めたように、選挙の場合に

七十歳以上というお話があるでしょう。あれは一般的な常識なんですよ。七十超えられても、あつちだこつちだというふうにおられる。それは元氣なのは結構な話なんだけれども。ただ、そういうことがあつちでもこつちでも理由なくして続けられているという実態があるではないかというふうな問題とか、それからやめられるたびに退職金をいただく。その退職金がまずもって一千万円以下なんというものはあり得ない。大概三千万、四千万、五千万だなんというふうな話が乱れ飛ぶわけでしょう。そういうことに対する私は批判が大きいというふうな思ひます。

したがって、理事の任期を三年を二年に変えるということは、一体何の意味があるんだろうか。本当の励みになるんだろうか、これ。むしろ理事長さんと一体感が逆に出ないことになりはせぬかと、そつちの方が逆に心配だ。ただ一つ、いいなと思ひるのは、これは大臣のお仕事とは思ひませんが、郵政省の人事が大変回転がよくなるということぐらいじゃないかなと思ひつたりするんですよ。そんなことに重点を置いてこれを改正するということになれば、私は問題だ。仕事中心じゃないかと。仕事がいかにこのことによつてプラスになるかという前提に立つて改正するというふうにしなせんと、私はちょっとおかしいんじゃないか。余りにも行革答申だからといって、さりとやっちゃうと、そういうものではないなそうに私は思ひますが、いかがですか、局長。これは人事部長かどうか知りませんが、官房長じゃないの、これ。

○政府委員(塩谷裕君) 冒頭先生がおっしゃいました、臨調答申の心を読めということは、まさにそのとおりでございます。私は、臨調の趣旨も、こういった認可法人を含めました特殊法人などの運営、あり方ということについて、一つの反省を促したというか、問題点を提起したということであらうと思ひます。

ただ、それが具体的な形でどうかと。特に組織を運営します役員、そういうもののあり方はどう

かといったときには、やはりその組織自体についての安定的な運営ということ、それから活性化を図っていくかなきゃならない、両方の要素を満たさなきゃいかぬという意味合いで、その両方がたまたま数字で活性化をねらうという意味では、三年を二年にし、安定的な運営を期待するという意味では、理事長の三年をそのまま据え置いたというところになるかと思ひまして、そういう機械的な切り分けで、それを各省横並びでやったということだけに私どもとどまらないで、そこに盛り込まれているような法人運営についての何とないか、趣旨といいますが、気構えといいますが、そういった点はやはり読み取って、運営についてこれからの配意していかなくやならぬ、そういう意味合いに受けとめるべきだというふうに考えております。

○大木正吾君 同僚委員の質問とも関連いたしました、今回の法改正そのもの自身、これは余り問題にするべき問題でもなさそうな項目が並んでいるわけですが、言えは機構をつくりましたときに、本委員会に在席いたしました関係等もございまして、今の同僚委員の問題とも関係いたしましたして若干質問したいんですが、機構が今やっている仕事、これについて、大別して説明していただけないか。

○政府委員(塩谷裕君) 機構の業務でございまして、まず通信衛星あるいは放送衛星、こういう衛星の打ち上げを利用者でございまして、例えば通信衛星の場合にはNTTなど、あるいは放送衛星の場合はNHKなどから委託を受けまして、そしてそれをもつて現実に打ち上げをやりまして宇宙開発事業団にその仕事を再委託すると、そういう仕事の一つでございまして。それからもう一つは、現実に打ち上げが完了した衛星、通信衛星なり放送衛星が正規の軌道に乗って通信の機能あるいは放送の機能を正常どおり果たしているかどうか、そういうところについて管制をするといひますか、チェックをする、そういう仕事、これがございまして。主な仕事としては以上でございまして。

○大木正吾君 私の感じでは、できた当時から考えておったんですが、確かにNHKあるいはNTT等から依頼を受けたたり、民間からもあるかもしれないが、そういうものを受け取りましてね、そして事業団の方に對して衛星の打ち上げを依頼する、こういうふうな考えておりました、現在のお仕事というところになりますと、上がっている衛星について管制センターからいろいろな調査をしたり、同時に監視制御、さらには保全運用、そういう仕事をすることが機構のお仕事と、こう考えておったんですが、さつき及川委員とのやりとりの中でも出てきましたけれども、何か新しい分野にどんどん仕事の幅を広げていく、こういう感じがいたすんですが、これについては塩谷さんもう一遍、さっきの答えの繰り返しかもしれません。が、当初の発足のときは少しく違ってきているかもしれませんかということについてはどうですか。

○政府委員(塩谷裕君) これは確かに当初の機構の役割というか、仕事として考えられましたが、以上二つが主要点でございまして。今、私どもがここでお願いしようとしておりますのは二つございまして、それは昭和六十六年に打ち上げを予定しております放送衛星三号の、予備機のものトランスポンダーを一つ所有いたしましたして、その所有の資金は産業投資特別会計から出資を受けて、そしてそれを打ち上げ費用というところで宇宙開発事業団に払い込みまして、その結果トランスポンダー一台を所有して、そしてハイビジョンの普及のために、それを放送に使用したいという放送事業者にお貸しする、そういう仕事でございまして。

もう一つは、これはやはり法律改正の中でお願いしているわけですが、これも固定地点間の通信を扱う衛星でございましてけれども、これからは、その固定地点間の通信を主として扱う中継器を載せまされども、それ以外に若干移動体、船ですとか自動車ですとか、そういう移動体との通信ができるような中継器も載せる。そういう通信衛星も管

制などの業務の対象として扱う、そういうような点。そういう意味では、当初の機構とは役割が広がるわけではございまして。これは技術的にも昭和五十四年当時から放送衛星、あるいは通信衛星についていろいろ進歩してきました、今日の意味での放送衛星、通信衛星のいろいろな諸機能というものを考えた場合に、そういうものの維持管理をする衛星機構としては、やはりその時代に合った形で仕事内容も改めるといふ意味で妥当なものではないかというふうに考えている次第でございまして。

○大木正吾君 五十四年に衛星機構法案として通信委員会でき上がったときには、そういうこととは私たちの頭の中になかったんですね。あくまでも言えばNHKなりNTTなり、あるいはKDD、その他民間の業者ですね、そういうものから委託を受けてまして、そして事業団に発注いたしまして、打ち上げを依頼して打ち上げてもらう。そしてその間のつなぎというか、そういう仕事をやるんだと、こういう意味でもって受けとめていたからですね。こうなりますと、どうもこの何といひますか、宇宙事業団のお仕事ともダブってくる面も出てくる、そういうことはございせんか。

○政府委員(塩谷裕君) 通信・放送衛星機構は、やはり利用者とそれからハードの衛星を打ち上げる事業団、この間にありまして、特にこういう点がユニークといひますか、衛星機構としての存在意義のある仕事ではないかと思ひわけでございますが、利用者、例えば通信衛星の場合、今度上げが完了したCS3などが特にそうでございましてけれども、利用する方が大変多くなつてきています。そうしますと、そういう利用者の何といひますか、調整というか、利用を取りまとめて、そして衛星として打ち上げるように委託するということ、やはり開発をして打ち上げるという事業団とは違う仕事ということになるのではないかとはいふに考えております。

NHKとかKDDとか、民間の業者等々との関係はどうなりますか。

○政府委員(塩谷裕君) ユーザーとの関係では、いろいろ衛星についての要望、利用者としての要望もございまして、また、これまで手がけてきておりました通信衛星なり放送衛星なりの打ち上げ委託、あるいは管理、管制ということ、そういう点についてのノウハウもございまして、そういう利用者の間の相談に乗るといふことで、それぞれの利用者の意向を十分酌み取って、しかもそういうものについて公正中立な機関として仲介するということでの役割が果たしていけるのではないかとはいふふうに考えております。

○大木正吾君 全く私、わからないんですが、とにかく四十四年に宇宙事業団が、これは内閣のものでございましてね、そして五十四年にきょう審議していただきます機構が発足をしたんですね。

その当時の話の中では、結果的にはNHKとかあるいはNTT、要するに通信・放送衛星等の問題については大ざっぱに来たものですからね。まさか機構が、それ自身が物を持って、そして商売するなんというところは、ただ産投資金から来るからこうするんだという、こういうへ理屈ですよ、これはあくまでもね。産投資金から来るからやらないかというところは、余り理屈をつけて、世の中のもの事を混乱させてはくれないんですよ。

今、宇宙事業団自身だって、郵政省、文部省、どこかもう一省ありますよ、通産省ですか、どこか三省ぐらいの関係でもつていろいろ話をしているはずですよ。中山大臣さつきおっしゃったけれども、まさしく未来はバラ色だと、三年、五年後、ハイビジョンでもつてばあつといふんだと、こういう話もありましたわね。そういうときにこそ、もうちょっと問題の流れをすっきりしてもらいませんと、混乱してくるんですよ。ユーザーはユーザーとして仕事をしなさいと、機構はユーザーの混乱を、あるいは衛星の故障とか、そういういったものについてもっと真剣に点検しなさい

い、保証しなさい。つくる方の研究陣、打ち上げる方は打ち上げる方でもってまた考えていただく。むしろ私たちに言わせしめればNHKとか、中山大臣がおっしゃること、あるいはNTTがおっしゃること、そういったことに比べて、さつき及川さんもちょっとおっしゃっただけでも、どうもやっぱり研究体制といえましょうか、衛星の自身の部分なり、その原点の方がしっかり基礎が固まっていらないんじゃないですかと、こういう話を言いたいところなんですけれどもね。

今ここでもって聞くと、またこういったものを持ちましてね、そうしてユーザーとも関係をし、同時にまた、故障の関係では事業団と連携、そこでもやるでしょうけれども、双方と関係して、何かこちゃこちゃしてくるわけですよ。私は、この問題について納得できませんからね。きょうこれについて、明確な答えを塩谷さんが答えても納得いたしませんから、一度これは相談していただくなりいたしまして、もうちょっとね、政治的な問題かもしれないけれども、大所高所からももう少しすっきりした、要するに衛星時代というか、宇宙時代といえますか、そういった問題について物事の整理をする必要がある、こう考えているわけなのでありますね、もう一遍塩谷さん答えてみてください。

○政府委員(塩谷棧君) 先生最初におっしゃいました、産投資金を受けるから通信・放送衛星機構がこれをするのかということ。確かに産投資金の受け皿というのは、こういう認可法人のようなある程度公的な機関であるということは事実でございます。

ただ、やはりこういう通信・放送衛星機構というのは、当初大木先生おっしゃいましたように、仲介して、自分是中継器を持たないで、利用者の意向を受けて、そしてその打ち上げを事業団にやっていただいたと、そういうスタートの役割と違ったものをお願いするということは事実でございます。ただ、これはぜひ御理解賜りたいと思うのでございますけれども、やはりこれからそのハイ

ビジョンという放送を普及させたいと。しかし、それについてやはり未知のものでもあるし、リスを伴うものであるから、いきなり民間の事業がそれを手がけるというのも無理があるだろうと。

じゃ、それを試験でどこまでやれるという見通しがつけられるのは、どういうふうな機構で、どういう組織で、どういうお金を使ってやっただけいいかということ考えた場合に、ハイビジョンという将来産業政策上も意味のある仕事、そしてそういうリスクのある、しかもいろいろな成果いかんによつては、大変そういう成果がどこに帰する

かという意味でまた注目を引くであらう、そういう技術の帰属の問題。そういうことも考えますと、公正中立なこういう衛星機構にその仕事をやってもらったらどうかということでございます。

その意味では、スタートのときと違ったことを

お願いするわけでございますけれども、今日の時代に対応した新しい仕事を、ではどういうふうに割り振っていったらいいかという政策上の問題で、こういうことに落ちついた次第でございますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

てできますか。事業団抜きにしてできますか、これには、できないでしょう。

だから、やっぱりあなた少しね、自分たちが得手勝手に何か仕事をどんどんふやしていったね、また通産省を刺激して、あちこちで縄張り問題が起こるから、なるべく早く地固めしてしまおう、陣地をつくってしまえと、こういうことはやめてほしいんですよ。私にはっきり言わせていただければ、情報通信省をつくるべきだと、はっきり言つてそう思う。その時代ですよ。とにかく移動通信もどんどん衛星でもつてやるでしょう、今度ね。世の中の産業もどんどん変わってくるんですよ。あんまりこまっちゃうくれた仕事でもつて、こ

こでも、て手を出しておこうなんということはやめていただきたいね、もう少しすっきりと、宇宙事業団はどこに属するか、衛星機構はどこに属するか、そしてユーズーは一体どういうものがあるのか、三段階びしつと整理をして、仕事分野もきちろつと決めてもらつて、そして私は、この問題については、やっぱり立法化するなりなんなりすることとがどうしても必要だろう、こう考へて、大体展望しているんですね。ですから、大臣に一言、この問題については、難題吹っかけるようで申しわけないけれども、私の考へが間違っているかどうかどうか、御批判いただきながら御発言いただきたい、こう考へます。

○政府委員(塩谷穂君) いろいろ大木先生御指摘の問題、ごもっともでございまして、私どもこのののハイビジョンという問題につきましても、これは何もこの衛星機構が産投からお金をもらって、トランスポンダー一台持つということではあるということでは決して考えておりません。やはり先ほど大木先生も御指摘のように、放送衛星上にあるのにつきまして、NHKを初め事業団いろいろな点でお金も負担しましたし、技術的な改善の努力というのを積み重ねて今日、六十五年、六年にBS3を上げることができようかという時期になんてきているわけでございます。

そこに何といえますか、ちょっとこの辺が勝手

だといふあるいは御印象かもしれませんけれども、それなりの負担をしてトランスポンダーを一台いただいて、そしてそういうハイビジョンの衛星放送がやれたらということとで今度の改正をお願ひいたしましたわけでございます。いろいろこの辺の問題につきましては、それぞれの関係機関がこれによつて今まで果たしてききました役割、そしてそれに基づきます契約取り決めなど変わることもありまゝすので、その辺は大木先生おっしゃいましたように、おのおのの役割というのをそういった変わつた時点できちんと整理して、新しい体制で臨まなければいかぬというふうに考えている次第でございます。

○国務大臣 中山正暉君） 今局長からも御答弁申し上げましたが、技術の進歩というのは本来に目をみはるようなものがございますから、最初考えておりました点と少し軌道を外しているんじゃないかという先生の御心配がございますが、しかし日本の宇宙開発というのは、総理大臣の諮問機関に宇宙開発委員会というのがありまして、そこで各省庁の意見をまとめながらやっておるということで、大変進歩しますその技術とか、それから移動体に対する利用をさせるためにも、特に私、N T T が民営化されて以来、第一種の電気通信通信事業も三十五社になっておりまして、第二種は五百三十という大変な数でございます。それにいかに対応するかということで、万遺漏なきを期しておるものと私は信じておりますが、先生の御指摘もございまして、ひとつぜひこの法案を通していただきながら、お見守りをいただいて善処を期したい、かように責任者として御答弁申し上げます。

○大木正吾君 いずれにいたしても、私ども
といたしましたが、これは文句を言うだけじゃな
しに、あるべき姿ですね、そういったものをモデ
ルとして自分たちでもつくってみまして、そして
大臣にもお出しをしますから、そういった際に
び、今政府全体でも関係ありましようけれども、
文部省とも関係ありましようが、何といつても郵

政省が一番大事な中心機関ですから、そういった中で、国民の立場に立って一体どうすりゃいいんだと、こういった問題について、何か青写真でもつくってお出しますから、ぜひ検討してもらいたい、こう考えております。

さて、問題は、先ほどもお話ししましたが、バラ色の時代によいよ入る、こういう話が大部分の間、NHKの予算のときにも出ましたけれども、移動通信衛星も大体実用化することは近づいてきていますわね。そういった中で、ハイビジョンとあわせて、大変な衛星時代に入るわけでございますが、それに対して、少しく最近衛星関係の事故が多過ぎる。まあ西ドイツは失敗しちゃったというお話がさっきもありましたけれども、最近の事故について、郵政省なり事業団どちらからでも結構ですから、主な事故についてちょっとお話しませんか。

○参考人(船川謙司君) 通信衛星、放送衛星の事故につきまして大変皆様御心配を掛けてまして、事業団としては申しわけなく思っておりますが、大体我々の方で上げました通信衛星、放送衛星につきまして大体どんな状況になっておるかということ、一部先ほども申し上げましたけれども、まとめてお答えさせていただきます。

まず通信衛星でございますが、五十八年の二月の四日に通信衛星の二号a、CS2aというのを上げまして、その後五十八年の八月六日に通信衛星の二号bというのを上げました。この両衛星はおかげさまで大変順調でありまして、現在までほとんど支障なくユーザー、これはNTTその他若干小さいユーザーさんおられますけれども、そちらのユーザーさんの方で順調に通信に用いられていると伺っております。

一方、この通信衛星二号の後継衛星であります通信衛星三号aにつきましては、本年二月十九日に打ち上げました後に機能確認作業を進めておりましたが、三月十一日になりました、通信用アンテナを制御する装置にふぐあいを生じております。このため制御装置をA系からB系に切りかえ

まして、衛星の機能を正常に回復させて、現在まで衛星の状況は安定しております。現在原因究明に全力を挙げて取り組んでおりまして、本年夏に打ち上げを予定しておりますCS3bにつきましては、検討結果を踏まえまして、必要に応じ所要の措置を講ずるということで準備を進めております。

それから放送衛星につきましては、既に先生御承知のとおり、BS2aで中継器にふぐあいが二系統生じまして、現在予備機としてNHKの方に、予備衛星として待機しているという状態でございますが、先ほど申し上げましたように、この中で一番大きな問題になりました進行波管の問題につきましては、これは原因がおかげさまで完全にわかりまして、その十分な対策をとることができまして、BS2bでは打ち上げ年度を若干ずらしまして、BS2bではその後進行波管につきましては全く正常に作動しておるわけでございます。しかしながら、先ほどもちょっと申し上げましたように、姿勢制御電子装置のふぐあいが生じまして、これもA系からB系に切りかえましてしたけれども、その後は正常に姿勢は保持されております。

また、昨年の十二月になりました、衛星の状態を地上に送信してくるテレメトリーエンコーダーと称するところが若干ふぐあいが生じておりますが、これもA系からB系に切りかえまして順調に運用されております。そういうことで、BS2bは現在正常に放送に供されておるといことは御承知のとおりでございます。我が方で上げました通信衛星、放送衛星につきまして、概況を御説明いたしました。

○大木正吾君 ちょっと別の角度から伺います、衛星の本体で国産のウェット、同時に輸入です、そういう関係はどうなっていますか。

○参考人(船川謙司君) 事業団発足の当初は、人工衛星系の技術につきまして、米国外から技術及び機器の導入を行っておりまして、その後技術試験衛星等によりまして、各種人工衛星に共通な技術を系統的に開発しまして、それを気象観測、通

信、放送等の実用衛星の開発に反映するというふうなやり方で行ってきたわけでございますが、最近に至りまして非常に国産技術が向上いたしました。昨年から上げております衛星につきましてはほとんど日本の自主技術で、少なくとも基本的な設計は全部日本でやっておりますような状態でございます。

もう少し細かく申し上げますと、まずCS3aでございますが、これは五百五十キロ級のスピコン衛星でございますけれども、一部の部品、コンポジットは外国のものを若干まだ使っておりますけれども、大きなシステム、サブシステムにつきましては全く自主技術でやっておりますところでございます。

それから、こういう静止ではなくて、三軸型中高度周回衛星というのがございまして、お聞き及びだと思いますが、海洋観測衛星、MOS-1というのを上げましたけれども、こういう周回の三軸衛星につきまして、これもほとんど自主技術でやっております。これも若干まだ国産化されてない部品が入っておりますけれども、ほとんど日本の技術でやったというふうに考えています。

それから、この次、H1ロケットで地球資源探査衛星というのを上げますが、これにつきましてはシステム、サブシステムの自主技術開発に加えまして、主要部品も国産化するというところで鋭意努力しております。

それから、もう一つは、昨年八月に技術試験衛星V型というのを上げまして、これは現在、郵政省の方でいろいろ移動通信の実験に使っていただいておりますが、三軸の静止衛星ということ、これも初めて国産技術で完全に日本でできたわけでございます。全く衛星システム、サブシステムを自主技術で完全にできて、静止三軸という技術を確認することができたというふうに考えています。

この後もっと大型の二トン級の静止三軸衛星、ETS-VIというのを鋭意開発を進めまして、これができるかと、非常に最先端の技術を日本のものに

にすることができまして、世界の最高水準の衛星が国産化できるだろうというふうに考えております。

以上、人工衛星の技術につきまして御説明いたしました。

○大木正吾君 ブラックボックス等、前から事故が多かった問題の箇所などはやっぱり国産でできるんですか。

○参考人(船川謙司君) 昔「あやめ」というEC Sという衛星を上げまして、そのときにアポジモーターがぐあいが悪くて二機——一機はアポジモーターとはつきり断定できないんですが、少なくとも二機目はアポジモーターが悪くて、軌道投入に失敗したことがございまして、そういうものは確かにその当時ブラックボックスに近かったわけでございますが、その後鋭意自主開発を進めまして、先ほど申し上げましたETS-Vでは、全く国産のアポジモーターを積んで静止軌道投入に成功しております。

それからもう一つは、これはロケットの方でございますが、ロケットの方もN時代は誘導装置が、アメリカから導入いたしましたディグスと称する誘導装置が入っておりまして、これはなかなか手を触れさせてもらえなかったわけですが、昨年から上げております、今度CSで三機目になりましたH1ロケットでは、これは完全に国産化しております。この国産化した誘導装置で非常に良好な軌道投入に成功しております。

○大木正吾君 ロケットの、これは二トンクラスのもの種子島では準備中ということ聞いています。種子島でも、ただ、今お話ちょっと伺っておりますけれども、ブラックボックスあるいはアポジモーター、そういった非常に難しい、日本が開発がなかなか難しかった問題についてはまだ海外に頼らざるを得ないと、こういう話も聞くんですが、この辺は今の答えを信頼して、もちろんしてあげなくちゃいけないんですが、間違いない国産技術でもっていけるんですか、本当に。

○参考人(船川謙司君) 現在もう既にETSVに
つきましては技術的に開発できる見込みは十分立
っております。それからもう一つは、ロケットの
方でございますが、HⅡにつきまして、今いろい
ろ開発を進めておるところで、山場に差しかかっ
ているところでございますが、技術的な見通しは
ついているというふうに我々は考えております。
ただし、いろいろまだ先はどうか衛星などでふ

ぐあいが出ますように、部品の問題というのがなかなか難しい問題がございまして、これは数万点部品の部品を使ってこういうものを組み立てておりますので、その中で信頼度の高い部品を極力使っておるわけでございますが、それをしているものなおかつ残念ながら部品からぐあいが起こってくるものという例が、最近の例では非常にそういうのがちよつと多くなっております、こういう問題につ

○大木正吾君 お話としてはきょうは承りましたけれども、いろんな専門家の話、意見を聞きますと、日本の衛星本体の中の一機能のすぐれている部分というものについては、まだまだ日本の国産化技術に到達しない、こういう話がもうございまして、私、別にきょうの答弁を信頼しないというわけじゃないんですが、ただ問題は、今の大学等におきましても航空工学などの学科はありますわね。しかし、宇宙工学という学科はたしかない

ブを感じますことは、やっぱり自分もきれいな画面のテレビを見たいという気持ちも、私個人も確かにあります。それから同時に、一般の国民の方方もそういった気持ちもどんどん強くなるでしょう、ニーズがですね。だからそういったことでありましょうし、同時に移動通信等が出てきますと、物すごいたくさんサービスのできますからね。そういったことも結構なんですが、ユーザのそういった気持ちなり国民のニーズに対してまして一番心配なことは、上げるたびに少し故障が起きるという話も報道されますしね、同時に事業団の方が大変苦労されていらっしゃると思いますけれども、何といつても人材の確保、こういったた面につきまして、言えはそこにおいて、生涯研究して、そしていけるという、こういうような機構、組織になっているかどうかですね。

と、こういった人の方が学生の中には、言えど東大その他の大学を出た方々の中には多いかもしれないけれども、やっぱりそういった面のことから考えておきまさんと、何かユーズーの宣伝とかから販売とか、そういったことばかり先行しまして、足元の方がぐらぐらしている、そういった状態では困りますからね。そういったことを含めて大臣の所見を最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

をいたしましたが、これは例になるかどうかかわかりませうけれども、この間四月十日に本四架橋へ行ってまいりましたが、そのときに若い技術者が、大変優秀な人たちがそういうものをつくってくれた。だれがスターだということないんだけれども、こういう技術に関して大変優秀な人たちが育っているという話を伺ったところでございますので、今先生の御指摘のありましたことは、私も一遍関係大臣に伺ってみますが、先般筑波の宇宙開発事業団に行きました際には、パーティーに参加している若い人たちがジーパンをはいたりし

て、大変気さくな格好をしていらつしやるんですが、優秀な方々にたくさんお目にかかりました。特にこれからの宇宙の空間に我々対応していかなきゃならない郵政省といたしまして、先生の御指摘がどんな形になっていくか、また先生御自身に御報告に上がるようなことにしたいと思ひますが、関係省庁にひとつ問い合わせてみたいと思ひます。

○大木正吾君 終わります。

○委員長(上野雄文君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとして、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時一分開會

○委員長(上野雄文君) ただいまから逓信委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

たけれども、多少ダブるところがありますが、御了承いただきたいと思います。

五十八年十一月十八日の放送衛星BS3に関する当面の進め方、これによると、使用チャンネル数はNHKが二チャンネル、民放が一チャンネルで決定しておりますが、六十五年打ち上げ予定のBS3では、ハイビジョン放送を行うことはその中には考慮されていなかったように私は思いますが、それでも、このBS3をハイビジョン放送に利用するということは、本来の衛星の設計や利用目的とずれるものと考えますが、このハイビジョン放送には次の衛星、つまりBS3の後のBS4です。そこで待てないのかどうなのか、率直にお聞きいたします。

○政府委員(成川雪彦君) BS3の利用に関する方針につきましては、先生からもお話しございま

したように、五十八年の十一月十八日ですか、に出されました放送衛星三号に関する当面の進め方というのがございますが、その前に五十八年六月十五日に発表いたしました「放送衛星3号(BS-3)の利用について」というものもございまして、その二つの方針に基づくものでございます。

今回、BS3を使って行かうハイビジョンは、ハイビジョンの普及促進を図るために、BS3の予備機を使うことは先生御案内のとおりでございます。して、本来の放送であるNHK二チャンネルとそれから民放一チャンネルの放送に支障のない範囲内において予備機を活用して、一般の放送事業者が利用して、試験放送として実施していただきたいということと提案させていただいたものでございます。このような措置につきましては、五十八年の六月の十五日に発表した放送衛星三号の利用についての中で述べておるんですが、「放送衛星2号(BS-2)による放送技術の開発実験の結果等を踏まえ、新しい放送サービスの導入が可能である場合には、所要の措置をとった上で実用化を図る。」ということが書かれております。その「所要の措置」というものの一環として、今回やっていただこうというふうに考えているわけでございます。

BS3の寿命が七年であることを考えますと、BS3に続く衛星の打ち上げは昭和七十二ごろというふうに想定されるわけでございますが、ハイビジョンの普及促進のためには、できるだけ早く必要な措置を講じて普及促進を図っていく必要があるんじゃないかという観点から、今回のようなハイビジョンのために専用チャンネルをBS3のbでとらしていただいて、普及促進を図っていくというふうにしたいわけでございます。

○岡岡洋君　それに関連して昭和五十九年当時、BS3に関する当面の問題、今申しましたこの進め方の中に、チャンネル使用については、最初四チャンネル搭載可能として放送大学学園のいわゆる利用も考えていたようですが、臨時行政調査会の答申等から利用困難と、重いかさという話が

BS3の寿命が七年であることを考えますと、BS3に続く衛星の打ち上げは昭和七十二年ごろというふうに想定されるわけですが、ハイビジョンの普及促進のためには、できるだけ早く必要な措置を講じて普及促進を図っていく必要があるんじゃないかという観点から、今回のようなハイビジョンのために専用チャンネルをBS3のbでとらしていただいて、普及促進を図っていくというふうにしたいわけでございます。

○鶴岡洋君 それに関連して昭和五十九年当時BS3に関する当面の問題、今申しましたこの進め方の中に、チャンネル使用については、最初四チャンネル搭載可能として放送大学学園のいわゆる利用も考えていたようですが、臨時行政調査会の答申等から利用困難と、重いかさそうという話が

あつたようですが、放送大学学園等については、特に全国をカバーできるもので、この放送衛星が非常に適当ではないかと、こういうふうに思いますが、なぜこれをやめたのか、その困難な理由ですね、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(成川富彦君) ちょっと正確な理由になるかもしれませんが、放送大学学園につきましては、四チャンネルの中でやっていたということから当初考えていたわけですが、財政事情等から利用することは困難になったというふうに聞いております。その結果、BS3の利用主体は、NHK二チャンネルとそれから一般放送事業者一チャンネルということになることになったというふうに承知しております。

一般放送事業者につきましては一チャンネルを使うわけですが、これにつきましては、二チャンネルにしないので一チャンネルにした理由といたしましては、BS3の段階では未経験の分野でございますし、衛星事業に対して幅広い運用経験を積み重ねて、BS4以降の本格的な衛星放送の発展に結びつけていくべきであらうというように、先導的な役割を果たしていただくということから、過渡的な段階として一チャンネルを使用することにしたというふうに承知しております。

○鶴岡洋君 正確な答弁じゃ困るんだけど、要するに放送大学学園というのは、私千葉で、千葉にあるんですけども、全国をカバーするのがこれが公平というか、皆さんのための、国民のためのいわゆる放送大学だと、こういうふうな理由で、困難で今回はできなかったと、こういうことでも、将来は放送大学学園のいわゆる放送を放送衛星でやろうという、こういう検討事項に入っているのかないのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(成川富彦君) さしむきはCATVを利用した方が学習センターを利用していただく

て、放送大学学園に学んでいただくというようにことを考えておりますが、それとビデオを使っているやり方もあるわけでございますが、これらについては、かなり検討が進んでいるというふうに聞いております。

それから、放送衛星を利用しての学園の放送につきましては、いろいろ問題点もないわけではございませんで、関係者との間で連絡会をつくって詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○鶴岡洋君 ちょっと話変わりますけれども、午前の及川委員の、いわゆるこの機構がトランスポンダーを一つ持つと、こういうことは非常に矛盾をしているんじゃないかと、こういうお話だったんですけれども、私もその理由がまだはつきり理解できません。

確かに未知の世界に挑戦するには何事もリスクが伴う、これはもう当然でございますし、またそうしなければ技術の発展もありませんし、国民へのサービスもできないと、こういうふうに私は思いますけれども、もし故障をしたら困るということ、いわゆる予備機をつくらなければならないこと、その予備機がいつ持つと、それにはお金がかかる。お金は分担して何分の一ですか、いわゆる産投会計から出すと、これはわかりませんが、それじゃ事故が絶対に起こらないという、こういう保証もないわけですね。万が一ということも考えて予備機をつくるんだから、これは理屈になるかもしれないけれども、それだったら、万が一故障が起きた場合にこれが放映できない、一般利用者から見ればこれは映らないと、こういう事態になった場合にはそれでどうするのかと、先ほど話がありましたけれども、もちろんJSB等と契約は結ぶでしょう。そのときに契約をまず破棄するの、それとも迷惑をかけたいいわゆる利用者に対して何か補償を考えているのか、この点はどうなんですか。

○政府委員(成川富彦君) 放送衛星2bにつきましても若干のトラブル等がございました、これの経験を踏まえて、放送衛星の3号につきましては、信頼性を向上させるためにいろんな努力をしているというふうに聞いております。放送用中継機の評価試験とか、各種試験の強化を図っている、トランスポンダーの複数化等リスク回避のための方策を実施しているところでございます。したがって、衛星放送の実施が故障によって中断するような事態は考えにくいわけですが、今後ともさらに一層信頼性向上のために努力をしていかなければならないというふうに思っております。

3bのワントラポンを利用してやるということにつきましては、あくまでも予備機の機能をあわせ持つて行うということで考えておりました、試験放送として実施していただきたいということ、現在のところでは進めさせていただいているような次第でございます。

○鶴岡洋君 私の聞いているのは、予備機というのは、本体が故障した場合に予備機であって、それを予想しての予備機でしょう。だから、その先に万が一故障した場合に、その補償はどうするのか、これを言っているわけですね。それまで考えているのか、実際にこういうふうになります、そういうふうになりますと言わなくとも、そういう補償をどうするのか、そこまで考えているのかないのか、それを聞いています。

○政府委員(成川富彦君) 今申し上げましたように、BS3につきましては、放送衛星の信頼性の確保のために、あらゆる努力を講じて、万が一故障のないように努力していかなくいかぬというふうには考えているわけですが、したがって、そういうような事態は私どもとしては予想したくないし、予想しにくいところでございますが、万が一故障した場合に、その放送が中断するわけでございます。その中断したときに料金をどうするかといった問題かというふうに思います。それが、それにつきましましては、衛星放送料金をどう決めるかといった中で決めるべきことと

まして、現在衛星放送料金というものをまだ詰め切つてこのようなものではないような姿が描かれている状態、状況ではございませんので、具体的に料金をどのようにしていくか、返還していくか、あるいは取らないとかいうようなことにつきましては、今答えはできかねる状況にございます。

○鶴岡洋君 余りよくわからないな。要するに、私が言うのは、具体的に料金制度がこうなったから、故障した場合にこういうふうになる、そういう料金は幾らにしろとかそういうことを言っているのじゃなくて、迷惑をかける、万が一の迷惑をかける場合があるんだから、絶対故障しないとはあなた言えないでしょう。そういう場合には、こういうふうにするという考えを今持っているのか、持っていないのか。持っていないから非常に不親切になりますよ、これは。それこそ宣伝ばかりして、もうければよいというのじゃないけれども、外国に負けないように、それこそこういういいものをやっただけで一生懸命やるのは結構ですけども、そういうことではなくて、やっぱり裏づけを持って、担保を持ってそれでやっていかないと、やっぱり信用できないですよ、それは。決意発表だとか、それから確信だとかというのは、これはみんな持っているんだから。絶対故障しないとは言えないんだから、そういうことをやっぱり考えて、裏づけを持ってやっていきますよと、こういう説得力のある答弁をしてもらいたいです、どうですか。

○政府委員(成川富彦君) 大変難しい御質問でございます。私も私としては、確率的にできるだけその故障をもたらしないうに、来さないようにということであらゆる努力を講じていくわけでございます。先ほど来通信政策局長の方からの御答弁にもありましたように、今度のBS3につきましましては、三トラポンをaにおいて持つておきまして、その三トラポンだけではなくてその予備、あるいは冗長系等々の手だてを講じております。

それで、bの方の予備機を今度はハイビジョン放送の専用放送のチャンネルとして使わしていただくという事でございまして、これにつきましても試験放送という形でやらしていただくつもりでございまして、これらにつきましても万一故障するおそれがあるんじゃないかという事でございまして、試験等々十分重ねまして、故障を来さないようにしていきたいというふうに考えております。信頼性の向上というのがまず第一でございまして、信頼性の向上について最大限の努力をしていきたいという事でございまして。

それで、視聴者に対しての補償とか何とかという事を尋ねかもしませんが、これらにつきましても、受信機についての補償というふうなことは制度的に国としてもできかねるというふうな事を考えております。

○鶴岡洋君 通信衛星CS2によるハイビジョンの実験の概要について聞かせてください。

○政府委員(成川憲彦君) 次世代のテレビとして最近注目されていますハイビジョンでございまして、この画像伝送につきましては、NTTがNHKの協力を得まして、技術蓄積を行うために通信衛星を使いまして、先般伝送実験をしたというふうに聞いています。具体的に画像品質の評価とか、波形伝送特性の確認等を実施しているんだというふうに聞いております。

それで、将来、ハイビジョンは放送衛星だけではなくて、CATVを使っても可能なわけでございまして。そういったしますと、通信衛星を使って、CATV事業者が番組供給するという事も考えられないことではないわけでございまして。そういった可能性を秘めておるものですから、画像伝送実験をしているという事でございまして。

○鶴岡洋君 郵政省は、NHK、NTTと共同で、通信衛星CS2を使って、ハイビジョンの映像伝送実験を実施し、特定者間で送受信するハイビジョン劇場などは早ければ六十四年度中に実現しよう、こういう事でございすけれども、各家庭へのいわゆる本格的なハイビジョン放送は

昭和六十三年ですか、放送衛星BS3bを打ち上げてからと思われすけれども、このハイビジョンの試験放送の実施期間と実用化の見通しについて、郵政省はいくごろと考えておられるのか。

○政府委員(成川憲彦君) 先生お話しございまして、六十五年に打ち上げ予定のBS3を使いまして本格放送に移っていくんじゃないかというふうに考えております。BS3aでは、当初試験放送として一部ハイビジョン放送の実施も想定はされまして、本格的にはまだその後になっていくんじゃないかというふうに思っています。また、BS3bにつきましても、ハイビジョンを普及促進する観点から、ワントラポンをハイビジョン専用放送として使わせていただいて、一般放送事業者といたしましては、NHK、日本衛星放送会社でございまして、それに利用していただいて、ハイビジョンの普及を図っていただきたいという事で計画しては、全期間中試験放送として、3bの場合はワントラポンが使われるというふうに私もは想定しております。

それで、ハイビジョン放送の本格実施といいますが、実用化の時期でございまして、これにつきましてもは受信機の普及状況とか、あるいは技術開発の動向とか、いろいろな要素を見きわめた上で、なおかつ放送事業者の意向等も参酌して検討していかねばならないという事でございまして、今からその時期を明確に申し上げることは大変難しい状況にあります。

○鶴岡洋君 このBS3の開発経費というのは、昭和六十三年から国といわゆる利用者、NHK、JSBが負担してきたわけでございすけれども、このBS3の開発経費七百八十四億円というのはいくら変わらないうけでございすけれども、産投会計から七十五億、こういうふうに今度決まるわけですね、この七十五億の産投会計から出資するの根拠、これが一つ、この出資によってNHK、それから日本衛星放送、いわゆるJSBの負担軽減額、出資比率は少し変わると思いますが、どういふふうに変わるか、この点を教えてください。

○政府委員(塩谷裕君) 産投会計から機構に出資を予定しております七十五億円という金額でございまして、根拠という事で申し上げますと、鶴岡先生おっしゃいますように放送衛星三号、この開発経費は全部で七百八十四億円でございます。で、これはaとb、それぞれ三本ずつ、合計六本のトランスポンダーが搭載されておりますので、平均計算でいきますと、七百八十四を六で割った約百三十億、一本当たり百三十億円という計算になります。機構が持ちますトランスポンダーは、これは予備機としての機能を果たした上でとっておりますのでございまして、NHKやJSBが持っておりません完全な本機としての機能ではございません。万一の場合には、予備機としてですから、本機が万一のときにそれを明け渡すというふうなこともございまして、約百三十億円の六割程度の七十五億円というふうにしたものでございす。

それから、もう一つのお尋ねの、この七十五億円の産投出資で、NHKあるいは日本衛星放送の負担がどうなるかという事でございまして、BS3の総経費七百八十四億からこの七十五億円を引きました残りの七百九億円、これにつきまして、従来どおり三五%を宇宙開発事業団が、六五%をNHK及び日本衛星放送が負担する、こういうことになりました。その結果、NHKは三百七億円、約三十三億円の負担減、それから日本衛星放送は百五十四億円で十六億円の負担減でございす。総体として、したがって、この負担比率で言いますと、NHKが三九%、日本衛星放送が二〇%、こういう負担比率になる計算でございす。

○鶴岡洋君 次に、放送衛星BS3は、昭和六十五年の夏に、そして昭和六十三年にbを打ち上げると、こういうふうに聞いておるんですけれども、現在使われているBS2は放送ができないというふうな大きなトラブルはなかったようだけれども、小さな部分的なトラブルは何回あったわけですか。これは次のBS3を打ち上げるために重要なトラブル、BS2のトラブル、いろいろ参考になったでしょうし、研究材料にもなったと思えますけれども、このBS2を参考に、BS3に改良を加えた、それはどういふ点があつたか、この点はいかがでございすか。

○政府委員(塩谷裕君) お尋ねの点につきまして、幾つかございまして、若干専門的な術語が入って恐縮でございすけれども、申し上げたいと思ひます。まず、これはBS2を開発しておりますときに有効であると認められました中継器、トランスポンダーでございまして、中継器の長期熱真空試験という反響があるかという、そういう試験を開発あるいは製作の必要段階で実施したところでございす。

それから、数多くの進行波管増幅器といいますが、TWT Aと言っております。これは地上からの電波を衛星から地上に向けてまた放送するため電力を増幅するわけでございまして、その増幅するための装置を進行波管増幅器と言っております。この中にあります真空管、これが進行波管といふものでございまして、この進行波管増幅器、TWT Aを製作しまして、長期にわたりまして、これも寿命あるいは信頼性の評価試験なり放置試験を実施したところでございす。

それから第二は、これもBS2aで出ました進行波管、電力を増幅するための装置のトラブルの経験に基づきまして、その進行波管のカソード、カソードというのは何というんですか、電子を放出する陰極をカソードと言っているようにございす。そのカソードの材質ですとか、あるいは電子銃部の構造を見直しまして、カソード付近の電極間の絶縁が劣化するのを防止した。それから、コレクターと言っておりますが、電子をとらえる部分だそうですが、このコレクター

の電極材料を、何か放電の原因となるような粉が出ないように、粉じんが出てそういう放電の原因となるような、そういう粉が出ないように銅とする、そういう電極材料を銅とするなど設計なり製作上の改善を図ったところとございいます。

それから第三は、これもBS2aで生じた太陽電池パドル、これは人工衛星の電源を確保するため太陽電池を張り詰めた裏でございいますが、その太陽電池パドルが汚れるといいますが、ごみがつく、そういう反省を踏まえまして、ブルーム・シールドという遮へい板を取りつけまして、アポジモーターで燃焼後にいろいろ排出されますが、スにより太陽電池パドルへの汚染を防止したということとございいます。

それから最後に、追跡管制系、T T & Cと言っておりますが、その追跡管制系の信頼性を向上させるために国産品を使用した。国産品を使用したから直ちにというわけではないんですが、とにかく透明性のある、午前中もお話が出ました、ブランクボックスが少なくなつて、どこがどうなつていのかというのがわかりやすい、その国産品を使用して、部品の選定あるいは熱真空試験において十分な信頼性の確認を実施した。

以上でございます。

○鶴岡洋君 話前後しますけれども、一点だけ。機構が今度トランスポンダー一つ持つことになるわけですが、このトランスポンダーを対価を払って利用する者が民間にも出る出てくるわけですが、今考えられるのはどういふところから考えられますか、予定されておりますか。

○政府委員(成川富彦君) 通信衛星機構がBS3bのトランスポンダーを一本保有いたしまして民間等にリースするというところとございいますが、主として私も考えておりますのは、現に衛星放送地球局を設置して、BS2によって放送をやっておりますNHK、日本放送協会、それから設置を予定しております、設置計画を持っております日本衛星放送会社と考えられる、現時点においては主としてその二社が考えられるというふうに思っています。

○鶴岡洋君 ハイビジョンのことについてお聞きします。

次世代のテレビと言われるハイビジョン、このハイビジョンというのは、今のテレビとは根本的に違うわけですが。今までのテレビというのは、ブラウン管をのぞくように見るものであったが、しかし、ハイビジョンテレビというのは体感的視聴というんですか、実際に体験したような感覚になる。こういうすばらしいテレビであるわけですが、

けれども、そこでお尋ねしたいんですが、郵政省は白黒テレビの普及やカラーテレビの普及には宣伝というんですか、こういうふうにした方がいい、そういうふうにした方がいいという、いわゆる何も手伝わなかったけれども、このハイビジョンについては、これも今まで何回か話に出ておりますけれども、郵政省の中にハイビジョン推進室までつくつて、ハイビジョンの普及に、その振興策といひますか、これに盛んに力を入れている、熱心である。こういうのはどういふわけで、私から見ればちょっと背伸びしているんじゃないかなと。また最先端を行くのは郵政省であると、こういうことでやっているのか、その辺はわかりませんけれども、白黒テレビ、カラーテレビのときには黙っていたとか、何も言わなかったのに、ハイビジョンは、それ、ハイビジョンだ、ハイビジョンだ、こういうふうにするのはどういふわけなのか、その辺はどういふふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(成川富彦君) 先生のお話にございまして、ハイビジョンは現行テレビに比べますと大変高画質であり、また高音質が期待される臨場感あふれるものでございいます。次世代のテレビと言つて過言でないものでございいます。従来のテレビは、NTSC方式と称しておりますが、米国内で開発されて日本に入ってきたということで、いわば手本が手近にあったわけとございいます。そして、それをいいますか、米国内において普及されたものを我が国において二十八年に導入いたしまして、それ以来、それからカラーテレビに発展してきたというのが現状でございます。一方

のハイビジョンというのは、我が国が独自に開発したものでございまして、いわば手本は世界どこを見てもないわけとございいます。先ほど来お話を繰り返しておりますように、大変高画質なものでございまして、国民の多様化する、高度化したニーズにもこたえ得るものでございまして、ぜひとも早急に普及していききたいということが一つございいます。

それと同時に、内需拡大の面からいたしまして、これからの産業に与える影響というのは非常に大きいわけとございまして、そういう意味合いから国がある程度支援措置を講じてやうていかなくてはならないかぬというふうに考えているところとございいます。そのようことから、ハイビジョンの普及促進につきまして力を入れて、今いろいろと手だてを講じている次第とございいます。

○鶴岡洋君 ハイビジョンというのは、聞くところによると、現在だと二百万円くらい実用化になった場合にかかるとか、百万だとか、五十万円くらいに何とかなるんじゃないか、こういう話がありまして、いずれにしても金のかかることとございいますし、その前に、ハイビジョンまでいかなくとも、現在大型画面で気になる走線線ですか、ほとんどこれが目につかなくなり、それから可能な限り高性能の良質な画面のいわゆるEDTVの普及については郵政省はどういふふうにお考えおられるか。このEDTVというものは、現在のテレビより五万円くらい価格が高いテレビだと、こういうふうにお聞きしております。それでもいいんじゃないかなとも思ふんですけれども、将来はハイビジョン、これは当然やるでしょうけれども、この辺の考え方はどういふふうにお考えおられますか。

○政府委員(成川富彦君) ハイビジョンとEDTVは、現在のテレビとの互換性からいたしまして、ハイビジョンの場合はございませんで、新幹線と在来線というふうな関係といひますか、ちょっと離れた関係にあるわけとございまして、EDTVは現行テレビとの互換性がございまして、どう

いうような措置を講じていくかということとございいます。送信側と受信側が一体となつて改良することにより画質の改善が図られ、ちつつきもなくなりますし、解像度も高くなる。それから都市部で目立ちますゴーストも解消することができるといふ意味合いにおきまして、大変今のテレビからいたしまして、一歩前進した形のものになるわけとございいます。私もどなたもいたしましては、これもハイビジョンとあわせて進めていきたいということと、現在電気通信技術審議会において、技術的条件について審議をさせていただいてるところとございいます。六十三年度中にできましたらまとめていただきたいというふうに期待しているところとございいます。実験なども東京のキー局といひますか、放送事業者、あるいは大阪の放送事業者なども参画してやっていると云うようなこととございまして、六十四年度からはそういう方たちが順次EDTV放送を開始するんじゃないかというふうにお聞きしておりますし、またEDTV受信機も同時期に発売されるものというふうに考えられます。

今先生おっしゃいましたように、EDTVの方は、今のハイビジョンの価格に比べますと相当安く、量産段階では現行よりも数万円高いくらいで手に入れることができるんじゃないかというふうにお聞きしております。EDTVはテレビの大画面化とか、あるいは高画質化にもこたえられるものでございまして、ハイビジョンとあわせて普及促進に努力していきたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 もう一つ、ハイビジョンの普及によって内需拡大に効果をもたらす、こういうことと、ハイビジョンの普及に効果をもたらすということと、郵政省はどんな考えを持っておられますか。先ほど私申しましたように、今では二百万、百万と言ふ人も、五十万と言ふ人も、何れでも、大体どんな価格になつて、どんな内需拡大に効果をもたらすのか。

○政府委員(成川富彦君) ハイビジョンの普及促進

進を図っていくわけですが、普及率の予測というものは大変難しいわけですが、最近のあるところの調査によりますと、ハイビジョンの普及促進策が効果的に働いた場合には西暦二〇〇〇年で、世帯普及率が四五%と仮定した場合でございますが、累積の市場規模が十四兆五千億円、単年度でいきまして、二〇〇〇年の市場規模が約三兆四千億というような数字が出されております。いずれにいたしましても、ハイビジョンは新たな市場を創出して内需拡大に大きく貢献するものと思っております。この中心となるのは放送でございますが、放送以外にも映画だとか印刷だとか、大変幅広い分野に利用されやすいものでございまして、かなりの内需拡大効果が期待できるんじゃないかというふうに思っております。

それから、現在、ハイビジョンの受像機は先生おっしゃいましたように手づくり、注文生産というような形でやっておりますので、今後技術開発を進めてまいりまして軽量化、何といいますが薄型化といいますが、と同時に、大量生産に結びつけることができれば安くもなるんじゃないかというふうに考えられるわけでございます。

私も普及促進を図っていくためには、何といっても受像機の価格が安くなければ、なかなか皆さん方に手にとつていけません。お買い求めいただけないというふうに思っておりますので、五十万円前後に、五十万円前後でもちょっと高いんじゃないかというふうなお話もございしますが、五十万円前後にまで下がることが必要というふうに認識しております。受像機の価格は量産効果によりまして、普及促進を図っていけば量産効果が出てまいりまして、価格も下がっていくというふうになるんじゃないかというふうに考えます。

○鶴岡洋君 時間がございますので、最後に大臣にお伺いしますけれども、ハイビジョンというのは、現在のテレビに取ってかわるものではないですか、今おっしゃったように、いずれにしてもすばらしいものだからお金ももちろんかかる。

そのお金の、価格の面もそうだけれども、やっぱり内容の面、番組の面、こういう点ですね、国民に価格の面では負担にならないように、それで番組の面については不公平にならないように、こういうふうには不公平感を助長するようないやうなことをなすことは、これはもうもとのもくあみというか、何にもなりませんから、私は不公平感をなくすために、また国民の余り負担にならないように、こういうふうにするべきだと、こういうふうに思いますが、大臣のお考えを聞かせてください。

○国務大臣(中山正曜君) 私が郵政大臣に就任いたしましたのが十一月の六日でございますが、その後、十一月の二十五日にハイビジョンの日というのが初めて開催されました。ハイビジョンウイークというのが始まりまして、私も現物を見させていただいて、全くそのすばらしさに感嘆をしたわけでございます。

十一月の二十五日というのが千二百二十五本の走査線を一秒間に六十枚の絵を送ってやっております。それが先ほどからお話のありましたIDTV、インプルーブド・デフィニションTVという。その画面を今度は、ブラインドがこう食い違いになりますように、間が一本ずつ抜いてありますやつを、今度はICでそれを制御しまして、その間を埋めていく、これがいわゆる精細度化テレビといいますが、エクステンディッド・デフィニションTV、EDTVと言われるものでございしますが、それを今度は全く違った方式で千二百二十五本、確かに先ほどからお話のありましたように、これに對しまして欧州諸国では千二百五十本という、ちょっと違う数字を出しております。アメリカの方では、今度は互換性があるものというもので千五百本という、ちょうど五百二十五本を倍にしたもの、これが各国で今食い違いになっておるわけでございますが、それを何とかして話し合いで規格を統一していくべきであらうといういろいろ関係者努力をいたしておりますわけでございます。

このハイビジョンで高度映像化社会、テレマーカーティングといいますが、テレビで物を見せて、それで市場開発をやるといふようなことの効果とか、それから映画が大変簡単に、今「武田信玄」もこれで一部撮影をしておるようでございますが、すばらしい画面と画面を重ねていきますと、非常に安上がりで映画ができる。それからまた印刷とか、それからファッションなんかは女性の方を立たせておいて、それで着物をどんだんどんんハイビジョンで重ねていきますと、更衣室に入つて着がえなくても自分に似合う洋服がわかれるとか、とにかくそのすそ野の広さというのはいくらも足りないという実感を持っておりますので、これは五十万円ぐらいになるというところでございしますが、そのために郵政省の方では、ハイビジョン貯金というの始めております。ぜひひとつお入りをいただきたい。そのハイビジョンが出ましたときには買いたくすいようにというので、そういう貯金も始めております。

それから、いわゆる花の博覧会というのが一九九〇年の四月の一日から始まりますので、何とかこのハイビジョンで花の博覧会という、花とハイビジョンというのは非常にいい取り合わせじゃないだろうかと思っております。

六十五年の末にBS3aを打ち上げるというところでございすけれども、できれば前倒しをして、ハイビジョンとそれから花の博覧会を何とかドッキングさせることができないだろうかと思っております。その間からお願いをしているわけでございますが、それからまた、呉明という韓国の通信部長官が来られまして、九月の十七日から十月の二日までの今回行われます韓国の百六十二カ国という多数の国が参加する——日本のオリンピックは九十四カ国しか参加しませんでした、そのオリンピックの開会式と閉会式を実験放送として両国の協力である。実際に日本で二百台を五十カ所に置いて見ていただく。試合の内容は、三十時間おくれでビデオで見ていただく、そんなことも考えております。

ておまして、大いにハイビジョン普及に努力をいたしておるところでございますが、それがいろいろの意味でそのすそ野の広い経済効果を生み出していくのではないかと、それが必ず国民の皆さん方に高度な映像化社会とともに、いろいろな意味での日本の進展につながっていくものと、かような意味で大いに先生方にもよろしくひとつ御指導、御鞭撻をお願いしたいと、かような気持ちで現在おるわけでございます。

○鶴岡洋君 宣伝ももちろん結構でございますけれども、私が申し上げるのは、不公平感、負担にならないように、郵政省の方としては、また大臣としては国際規格の統一ということにも努力をしてももらいたいし、また量産体制をつくるのに努力もしてもらいたい、そういうことを申し上げておるわけなんです、よろしくお願いいたします。

○山中郁子君 ハイビジョンの実用化に伴うテレビ放送の将来像という点について初めに伺いたいと思ひます。

既に幾つかの議論がありましたけれども、一つは、ハイビジョン放送に全部衛星放送が移行するということを想定しておられるのかどうか。これはハイビジョンの推進に関する懇談会報告、「ハイビジョンの将来展望(二十一世紀初頭のハイビジョン)」などなど郵政省のいろいろな文書に幾つかのことが出されております。二十一世紀初頭のハイビジョンとして、例えば「ハイビジョンの将来展望」の中で、ハイビジョン放送の番組内容について、①はNHK総合プログラム。②は民間の総合編成局。③は民間の専門放送、例えば映画。④民間の専門放送、例えばスポーツ。⑤民間の専門放送、例えば音楽。そしてまあ、ちゃんちゃんといふふうになつていふんですね。⑤までというふうに書いてある。

實際に決められているわけですから、この八チャネルはそういうふうな考へて想定して、この将来展望の中に書かれてあるのか、あるいは全部とにかく移行することでもって、総合編成はNHKとJSBの二チャネルであつて、あとの六チャネルは結局民間専門放送としてできるであらうと、音楽とかスポーツとか映画とか、そういうふうな考へておられるのかどうか、そのところをちょっと聞かせていただきたい。NHKにもおいでいただいていると思うので、NHKの御見解もあわせてお伺いをいたします。

○政府委員(成川富彦君) ハイビジョンの実用化につきましては、先ほど来お話し申し上げておりますように、昭和六十五年に打ち上げられますBS3で行う予定でございますが、すべてをハイビジョン放送で行うかどうかにつきましては、放送事業者の経営状況とか環境とか、いろいろな面から判断しなさいかねわけでございますが、BS3の段階では、すべてをハイビジョン放送でやるという事は、受信機の価格とか放送機材に關する費用とかいろいろ面から見てそう容易じゃないんじゃないかというふうに判断しております。

それからBS4でございますが、先生のお話にございましたように、八チャネルの我が国の割り当てがございまして、これにつきまして懇談会の報告書の中にそのような記述があるということでございますが、八チャネルの使用計画、八チャネル全部乗せるかどうかということも含めましてすべて現時点においては未定でございます。これにつきましてBS3とか、BS2の受信機の普及状況等を見て検討していかねければならない話でございます。報告書のように、すべてハイビジョン放送でやるということが決まっているというわけじゃないですね。

それから、ハイビジョンの推進に關する懇談会の報告書にある記述でございますが、これは懇談会の立場で、期待とか希望とかを込めて述べたんじゃないかというふうに私も理解しております。

で、それが郵政省の見解としてまとめたものとかいうものではないわけでございます。繰り返しますが、八チャネルにつきましては、具体的にどのようにするかという事はまだ未定でございます。これからの検討課題でございます。

○参考人(林乙也君) ハイビジョン放送につきましては、これはもう先生御案内のように、NHKといましては、免許を得て開始可能な放送でございます。したがって、今後ハイビジョンについてどのような免許が得られるかということに關するわけでございます。ただいま郵政当局の方からもお話がございましたように、今後の問題かと思ひます。

ただ、一点だけ申し上げられますことは、現在の放送とハイビジョン放送は、先ほど来からいろいろお話もございまして、全く性格を異にする放送でございます。また、放送の周波数あるいは受信機のコンパティビリティ等の点からいいますと、現在の方式の放送とハイビジョン放送というものは、ここ当分の間別個の放送として展開されるのではなからうかということは申し上げられようかと思ひます。

○山中都子君 私、最初にハイビジョンのテレビ放送の将来像について申し上げましたけれども、

そうなんです、今やそれが模索されている状況でしよう。だから、将来像がどうなるのかという事を私は今からやっぱりいろいろと議論もするし、また考へていかなきゃいけないことだと思ふのね。そのために、何か局長は人ごとみたいなおっしゃるけれども、これは郵政省の局長の私的諸問機關のハイビジョンの推進に關する懇談会の報告でしよう。で、本がつくられていて、その本にはちゃんと郵政省が監修したと、こうなっているから、余り人ごとみたいなおっしゃらないで、その中で私が今御紹介したように書いてあるから、将来BS4の段階で、日本が最終的に八チャネルを持つというところに符節が合ってくるような書き方がされているので、そういうことはどのように考へるのでしょうか、展望されている

るのでしようかというふうにお尋ねをしたわけでも、今すぐ決まっているなどというふうにはとてもだれだつて思つてやしません。そういうことはわかつています。ですから、もう少し親切にというか、あなた方が諸問機關として出しているところを検討されたものとしての報告が出ていて、そういうふうに出されてきて、これを見てみると、どういふことが考へられているのかなというふうなふうに思ふわけですから、そういうことに對して、郵政省は郵政省なりにお考へが当然ありになると思ふので、そういうことをちゃんと答弁をしていただきたいと希望をしておきます。

次の問題としては、そうしたら地上波テレビは、将来展望としてどうなるのかという問題なんです。従来方式でいくのか。将来展望、つまり私が申し上げました文書ですね、それによりまして、「従来方式のテレビは、パーソナル化が進み、依然高い人気」を維持していくであろうという趣旨の分析になっているわけですね。つまり、だから一家に一台の時代から一人に一台ということになつて、ハイビジョンが入つても、ハイビジョンは一台、もし仮にできたとしても個別にやはりパーソナル化していくから、従来型のテレビもやはり依然として人気があつて維持されていくだろうというふうなこの将来展望の中では分析されているんですけれども、この点についてはどのように考へてしょうか。NHKの方にもあわせて同じように御見解をお伺いします。

○政府委員(成川富彦君) 現在地上で行われております放送は、国民生活に不可欠な情報を提供する、あるいは国民生活に最も浸透した重要な情報提供手段でございまして、大変なじまれているものでございまして、

ハイビジョン推進懇談会の報告書の中に、「パーソナル化が進み、依然高い人気」と書いてありますのは、私も推測でございまして、こんなことを意味しているんじゃないかというふうに思ひます。国民の日常生活が大変多様化してまいりまして、また個別化も進んでおります。家庭内等にお

ける放送番組の視聴につきましても個人ごと選振が異なるわけでございますので、受信機も今でもかなり数がふえておりますが、二・何台というふうな推測も出ていますのでございまして、いずれにいたしましても、個人に受信機が設置されて、個人が設置していただきますか、そういう傾向が強まって、同時に、そのような形で日常生活に不可欠の情報をキャッチするというようなことで、従来方式のテレビも依然として高い需要を期待できるんじゃないかというふうに考へてそのような記述をされたんじゃないかというふうに思ひます。

こういうことから、私も似たしましては、ハイビジョン等衛星に關する放送が盛んになりまして、地上放送の社会的な役割の重要性というのは変わらないうわけでございます。両方相まつて国民生活に不可欠の情報を提供し、あるいは国民のニーズにこたへることができるようじゃないかというふうに考へております。

繰り返しますが、地上放送と衛星放送は調和ある発展が図れるんじゃないかというふうに期待もしておりますし、そういうふうにも考へているところでございます。

○参考人(林乙也君) 大休いま郵政御当局の方からお話がありましたことと全く同じことを申し上げることになるわけでありまして、超長期的に現在の地上テレビがハイビジョン放送に移行していくのか、あるいは全く将来とも別個の一つの領域をそれぞれが占めていくのかという御質問かと思ひます。非常に長い将来のことについてはなかなか予想しがたいところでございまして、私も現在予測し得る範囲のレンジの中では、受信機の価格、普及のテンポ、それからコンパティビリティ、それからハイビジョンになじむ放送の内容、そういうものからいいたしまして、現在の方式のテレビとそれからハイビジョン放送というのはそれぞれ別個の領域を占めて展開されるであらうというふうに考へております。

○山中都子君 今、林さんのお話にあつた、非常

に長い将来ということではなくておっしゃった展望の目安ですね、どのぐらいというふうにお考えですか。ちょっと参考のために聞かせてください。

○参考人(林乙也君) やはり十年か十五年ぐらいということは、少なくともそのぐらいの期間の範囲ではハイビジョンの方に移行するということは考えられないのじやなからうかというふうに思います。

○山中都子君 そうですね。いずれにしても、ハイビジョン放送が二十一世紀のといふ修飾がついて喧伝されているわけですが、あと十二年とか十三年とかという、そういう時期ですね。先ほど郵政大臣が何かハイビジョン貯金のことなどもおっしゃっておられましたけれども、この将来展望やその他郵政省の関与するさまざまな分析を見ましても、やっぱりちょっと樂觀的なというふうな面がどうしてもありますね。

二十一世紀になればハイビジョンが全世界の五〇％も普及するといふようなことで、けさほど来から議論がありましてけれども、果たしてそうなるのかどうかということは、やっぱり国民の生活様式あるいは経済動向、生活様式をもっと具体的に言うならば、つまりレジャーとか余暇とか、そういうものをどういう形で求めていくのか、今のままの延長線上で考えて、休日にはくたびれたから横になってテレビでも見るかという、そういう延長線上でいくのか、あるいはもっと積極的な、外へ出てアウトドアの積極的なそういうレジャーへの志向が高まっていく、余りテレビというものは、ハイビジョンであらうとなかろうと、テレビを見る時間というのがどう動いていくのかというようなことについては、やはりかなり深い洞察というか、責任ある検討が必要だと私は思うんです。

そうしないと、やはりこの前衛星放送のときにも申し上げましたけれども、いわば世論をミスリードするといふか、そういうことにもつながる危険があると思いますので、これは私も、例えば

通信委員会が議論する立場にあります者も含めて、やはり責任のあることだと思えますけれども、この辺はちょっとひとつ大臣の御見解というか、御感想を聞かせていただきたいと思えます。

○国務大臣(中山正暉君) 御指摘のとおり、これからの経済動向というものがどうなっていくか、なかなか予測のできないものがあるわけですが、今が、今のところ、一九六四年にNHKで開発をしてくれましたハイビジョンというものが、新たな電気事業の中での受像機械業界にも大きな興味を持って見守られているようでございまして、またいろいろなISDN化、NTTでもISDNの初めてきょうその第一波が出るわけだ、ございまして、そういうさま変わりいたします情報産業に対しても大きな期待を持って見られているというところで、政府といたしましてはそういうものを何とか育成をして、新たな内需拡大、それから国際経済の中での日本の経済を、大きく地歩を固めた情報面での新しい社会資本の充実に向けて確立をいたしたい、そんな願望を我々は持っておりますのでございまして、着実に伸びていく方式を考えながら、かつ国民に疎外感を持たせないような、また大量に機器ができることによりまして、低廉な価格で提供できるような、私も研究所で壁掛け受像機というのを見ても、私共が、狭い家の中で、今のよう大きなハイビジョンの受像機ではちょっと大き過ぎるんじゃないかなと。郵政省の玄関の入り口を一通ごら

んいただきたいと思えますが、左側に今ハイビジョンの受像機が置いてございまして、少し大きな意味で研究を重ねていただきますので、もつとコンパクトなものに仕上がり、そして皆さんに親しんでいただけるようなものになっていけば大変都合である。先生の御指摘もよく理解できるつもりでございまして。

○山中都子君 当面というふうなきつき林さんがおっしゃったのは、やっぱり十二、三年とか十数年とおっしゃいましたね。やっぱり要するに、二

十一世紀を目指してという、ハイビジョン構想というのですね。その先の話は、ハイビジョンに一本化していく、衛星放送に一本化していくという、そういうふうにおっしゃっているわけじゃないの、よく知っていますけれども、そういう問題が出てくるので、今大臣にもお尋ねいたしました、見解も伺いましたことは、ひとつやはりかなり将来にわたって責任が問われてくる問題であるという認識を持つ必要があるというふうに私は強く思っております。

先ほど局長は、そういう社会的な責任という、地上波における従来型放送についてもそれなりの社会的責任というか、役割があるというふうにおっしゃって、私も特にローカル放送の観点から言

って、大変重要な役割があつて、それだけの問題ではありせんけれども、この問題一つとつてみても、やはり軽々な形での見直し、樂觀的なハイビジョンへの見直しだけに依存することであつてはならないというふうに考えています。

もう一つは、BS3の段階では、ハイビジョンは試験放送ということになるというふうな郵政省は衆議院の質疑でも答弁されておりますけれども、この段階で、つまり試験放送の段階では、広告放送あるいは有料放送というふうにはならないと思

いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(成川富彦君) BS3bを使いまし

て、通信・放送衛星機構が一本トラポンを保有してやる放送につきましては、試験放送としてやるというところで考えております。

それから、ハイビジョン放送につきましましてございまして、広告放送と有料放送とあわせてやるか等につきましましては、その発展状況、つまり受信機の普及状況とか、それから技術開発の動向等実用化に至る過程でいろいろ要素を考えていかなければならないわけでございます、その発展段階に応じて決定していくべき問題だというふうに考えております、今の時点で絶対あり得ないとい

うようなことではないわけでございますが、当初はやっぱり試験放送でやらざるを得ないんじゃないかというふうに思っております。

○山中都子君 そうすると、試験放送の段階でJ

SBがハイビジョン放送に乗り出すということ

は、有料あるいは広告放送、同時にそういう問題が出てくるというところなので、そういうふうな考

えざるを得ないということですか。つまり、民放が試験放送の段階でハイビジョンに乗り出すという可能性は、どうしても広告放送とか有料放送だとかというシステムと結びついてでなければ考えられないだろうという、そういう御見解ですか。

それじゃ、もつとわかりやすく、民放は、どう

いうふうなハイビジョン放送の試験段階で乗り出して

くるのか、JBSはどういうふうになるというふうな

か。

○政府委員(成川富彦君) BS3aの段階で、当初JBSがやるにしても実験放送的なものになるんじやないかというふうに思います。六十六年に打ち上げられます3bを通信・放送衛星機構が保有いたしまして、それを主としてNHKとJBS

B、日本衛星会社が試験放送という形で、ハイビジョン専用放送として使っていたかということ

を考えているわけでございます、その初期の段階では、広告放送と有料放送というのとはち

と考えられないんじゃないかというふうに思

います。

○山中都子君 私は、試験放送の段階でのさ

まな有料放送だとか、あるいはNHKの受信料の

問題もそうですけれども、そういう点については

慎重であるべきだと思っておりますので、その点

を申し上げておきます。

それから二番目に、この法案に關してですが、

通信・放送衛星機構の将来展望なんですけれども、臨調や宇宙開発委員会長期政策懇談会の報告

においても、機構の民営化あるいは産業化など

いうことがうたわれています。ハイビジョン推進

事業主体のあり方に関しても、郵政と通産の間

で、民間か特殊法人かで争いがあつたというふう

にも報道されているし、またいわゆる綱張り争

い

い

の問題なんかたびたび議論になります。こうしたことの主張の主な争点と、それからその評価ですね、そういうものについては郵政省はどういうふうに考えておられるのか。それからまた、郵政省自身は、この通信・放送衛星機構の将来展望をどういうふうに考えておられるのか。臨調や長期政策懇談会などにおける民営化や産業化の問題と絡んでどう考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(塩谷裕君) お尋ねの第一点でございますけれども、これはハイビジョンを普及したいということである。私どもは促進策を考えまして、昨年暮れ産投の出資要求をめぐっているいろいろな事務的な折衝を行ったところでございます。

このハイビジョンの普及促進のためには、やはりそのハイビジョン放送を行います放送事業者が共同して使用できるチャンネルを設けると。試験的なものでございますし、これからのものでございます。共同して、どこか公的なところがお金を調達して、そしてそれを比較的安い値段で借りて、そのハイビジョン放送をやれたらという、そういうチャンネルを提供する、そういうことで魅力ある多彩なハイビジョン番組が供給される必要があるわけでございます。私ども、機構がこういったチャンネルを設けて、ハイビジョン番組が供給されるのに大変適した中立公正な機関ではないかということ、あるいは放送衛星に関するノーハウも有しているということで、機構にその役割をやってもらうことにしたわけでございます。

それで、今度はそれに加えて、いわゆるソフトといいますが、ハイビジョン放送設備などの整備事業、衛星からチャンネル、トランスポンダーを使って、ハイビジョンのチャンネルを流す、それを使うということも大事ですが、地上でそれを受けて、そしていろいろな番組をつくって、それが現実一般の人の目に映るようになる、そういうスタジオ設備といいますが、そういう地上放送設備、こういうものの整備事業も大事だろうという

ことで、これにつきまして、結論として日本開発銀行からの出資を受ける株式会社といいますが、民間法人、こういうものができて、その辺の仕事をやらせてもらおうかと。そういう二つの形で総合的な普及促進策を実施したい。両々相まってハイビジョンの普及促進のための基盤整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、お尋ねの後段でございますが、現在、通信・放送衛星機構は、御存じのとおり認可法人という経営形態をとっておりまして、臨調の答申、それを受けてまして、政府の行革大綱では民間法人化という宿題――ただ政府としてのこれを受けとめた結論といたしましては、その前に民間法人化するための条件整備をする、例えば採算がとれるようなこともやって経営基盤を安定させる、そういうようなことが一つの民間法人化の前提となる条件整備の一つだろうということで、またこのハイビジョンのためのトランスポンダー――所有業務というものが、その条件整備の一つに当たるだろうというふうに考えられるわけでございます。

では将来の民間法人化ということについてどう考えているかということでございますけれども、これは、これから先の本格的な宇宙通信時代の中での機構の果たすべき役割ですとか、あるいはこれから機構の経営状況などを踏まえまして、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○山中都子君 機構の設立当時、衛星の公正中立な利用、また営業本位にならないために、特殊法人の機構として成立させるということになったわけ、その辺の議論も大いにあったわけですね。それで、この原則は今も大変大きな意味を持つものとして考えております。それで通信衛星の公共性はこれから一層高まっていくわけですが、具体的にこれから将来的にもそうした機構設立当初の公正中立な利用や営業本位にならないための保証ですね、そういうものを将来的にも維持してい

く態度を郵政省はきちんと持っていたかなければいけないし、そういう点でのお考えはいかがでしょうか。

○政府委員(塩谷裕君) おっしゃいますとおり、機構についての公平性あるいは非営利性というところで、この認可法人はスタートしたわけでございまして、そもそも、いろいろな利用者が来てその辺の調整をするといった立場から申し上げても、機構の公平中立な立場というのは考えられなければならぬ大事なことだと思います。そういうことを念頭に置きつつ、将来に向けての民間法人化という宿題もまたあわせていただいておりますので、その辺を考えながら検討を重ねてまいりたいと思っております。

○山中都子君 次の問題なんですけれども、本法案の成立によって可能になる移動体通信の問題であります。

移動体通信の衛星利用の需要は、どういうふうな予測をされておられますでしょうか、船とか航空機とか車とかいろいろあるわけですね。

○政府委員(塩谷裕君) 移動体衛星通信、これは現在ハード的には昨年の八月にETSVという実験的な衛星を上げてまして、これからいろいろその移動体衛星通信が技術的にも実際の実用面で可能かどうかというのをテストしながら実現に向けていくわけでございますけれども、そういった段階でもございますので、その需要動向というのをイグザクトといいますが、正確に推計することは困難でございます。

ただ、これは私がお知恵拝借ということで、宇宙通信政策懇談会というところでもいろいろ検討したものでございまして、主として日本近海の二百海里内を航行する三百トン以上の船、これが約五千隻でございます。及び二十から三百トンの小型船舶のうち、沿岸無線電話未加入分の約五〇%、これも五千隻ということで、両方合せて約一万隻がこの潜在需要の一つの数として考えられるとい

うデータの報告がございまして。

それから、トラックなどの陸上の移動体でございますけれども、これはちょっと数字的に、船みたいな何か根拠を持って申し上げられるデータはないのでございまして、やはり陸上移動体、トラックを始めいろいろの移動体から潜在需要は大きいものと考えられるわけでございまして、需要ということの見通しについては以上でございます。

○山中都子君 一言でいいんですけれども、あなたが例えば具体的に船の数字を挙げてくださいましたね。その中には自衛隊が入っていますか。

○政府委員(塩谷裕君) 入っていません。

○山中都子君 自衛隊は、潜在需要がないという判断をされているということですね。

○政府委員(塩谷裕君) 私、今入ってございまして申し上げましたが、どういう分類でその数のカウントをしたのか、あれはしませんが訂正をさせていただきますが、入っているか入っていないか、ちょっとはつきりしません。ただ、大まかなトータル数字としてこういう数字が挙げられるということでございますので、ちょっと訂正させていただきます。

○山中都子君 では後ほど細かい数字はお示しいただきたいと思っております。

防衛庁にお願いしたいというところなんですけれども、お尋ねをいたしますが、現用の通信衛星CS2におきましては、自衛隊は硫黄島との通信回線を専用線十四、それから加入電話四、その他公衆電話三をNTTから借用しています。このことが衛星の平和利用の原則に反するとして国会でも大きな問題になりました。この経過は御承知のとおりです。

ところで、ことし打ち上げた通信衛星CS3は、CS2の後継機に当たるわけですが、防衛庁では自衛隊の使用計画をどのように考えておられますか。つまりCS3における使用計画です。

○説明員(新貝正勝君) お答えいたします。

防衛庁としては、先生御存じのように、防衛庁自体がCS2を使っておるというのではなく、NTTとの契約において使用しておるわけでございます。したがって、NTTとの間で今のような専用回線契約、あるいは加入電話契約等によってCSを利用させていただいておるということでございます。NTTの方がCS2からCS3にその回線を移行するようになるとあるという場合には、引き続きましてNTTから同様なサービスを受けられるものであるというふうに考えておるところであります。

○山中郁子君 同じ量のことと理解してよろしいでしょうか。

○説明員(新員正勝君) それは防衛庁の通信回線の需要の動向によることとございますので、現在の専用回線十四、加入電話四回線、公衆電話三というものが将来におきまして需要がふえるというようなことであれば、そのときに応じましてお願いをいたしたい、こういうふうに考えております。

○山中郁子君 それは既に問題になっております国会決議との関係、あるいは機密法の成立の際の附帯決議、その他重大なかわりのある問題でありますけれども、さらに来年打ち上げが計画されている宇宙通信株式会社の通信衛星の一本の中継器をNCC、つまり防衛庁ですね、自衛隊の専ら通信を行うという計画でNCCが所有するわけですから、この免許申請が出されておると思いますが、いつ出されて免許がおりたのかどうか、あるいは国際的な手続、つまり国際機構への登録その他はどうなっているのか、ちょっと簡潔にお知らせいただきたい。

○政府委員(奥山雄材君) NCCから出ております申請でございますが、これは昭和六十一年の十月九日に郵政省に対して電波法に基づく無線局の免許申請という形で出されております。

この無線局の開設を必要とする理由は先ほど来お話ございましたが、このNCCが専ら一の者、この場合には防衛庁でございますが、防衛庁とい

う専ら一の者に対して提供する電気通信事業を行うために人工衛星局の免許が必要だということと、その開設の申請を出してきておるものがございます。国際条約、具体的には国際電気通信条約に基づく無線通信附属規則、いわゆるRRでございますが、そのRRの規定にのっとりまして現在、国際的な周波数の調整にかけております。かけましたのが、六十一年の十一月十二日に我が郵政省からIFRBという国際機関に国際調整の手続を行なうとして、IFRBから世界各国、今大体百六十カ国ぐらいITUに加盟しておるかと思っておりますが、加盟各国に対して、この調整のための公表が行われましたのが六十二年の二月二十四日でございます。自後今日に至るまで国際的な周波数調整はまだ継続中ということとでございますので、免許申請につきましては、なお審査継続中ということとでございます。

○山中郁子君 時間が余り残されておられませんので、私の方から調べて伺ったことについて申し上げますが、申請の内容といたしましては、使用目的としては艦船から艦船、あるいは地上から艦船、そういうこととあります。

それで防衛庁に伺うんですが、このNCCの利用で言う地上あるいは艦船、それは地上局は何か所でどこに置く予定といたするか、考え方を持っていていらっしゃるのか、艦船数はどのくらいのものとして考えていらっしゃるのか、お示しいただきたい。

○説明員(新員正勝君) 地上局につきましては、二局を予定しております。

まず東部海岸地球局ということと、千葉県の飯岡というところに一カ所は予定しております。それから、西部の海岸地球局につきましては、現在まだ具体的に決定してはおりませんが、いずれにしろ海上自衛隊の基地のあるところというふうに考えております。

それから、艦艇でございますけれども、中期防の期間中におきましては約四十隻を予定しております。

以上でございます。

○山中郁子君 大臣にもぜひお聞き取りいただきたいのですけれども、今のようには艦船と艦船、艦船と地上の通信、これはまさに軍事利用そのものなんでしょうね。これが平和利用ということはない。ましてや非軍事利用ということではないことは明らかであります。今回の法改正によりまして、機構がつまり移動体通信の機器を載せた通信衛星を扱えることになるわけで、まあ将来ですけれども、移動体通信を自衛隊にも利用させるといふことになれば、結局四十四年の国会決議の、我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議で明確にしている平和の目的に限るという問題、それから後さまたま国会の議論の中で明らかになっている非軍事利用だということと明確になっている、そういうことをさらに踏みにじることになってしまおうということとあります。

同時に、五十四年のこれはたしか六月五日に採択されたものだと思いますが、この機密法の制定時の附帯決議にも平和利用の目的に限るということが明記されているわけです。この問題は、六十一年の予算委員会で行なう議論がされました。その経過はもう時間がありませんので、私がこのことに深く立ち入る余裕がありませんけれども、このときも御承知のように政府は、通信の衛星利用が一般的になったから自衛隊の利用、つまり軍事利用も、平和利用を目的とするということに限るとした国会決議に反しないんだという、全く詭弁とも言えないような論外論で押し切っているわけなんです。

もともとその通信衛星というのは、一般的に利用するためにつくるのであって、軍事に利用するのではだめだという決議があるし、また機構が設立されたときにも、事業団が設立されたときにも附帯決議でそのことが何回も繰り返して平和利用に限るということが明確にされているにもかかわらず、これを無視して軍事利用、自衛隊の利用、今防衛庁が述べられましたように実際に利用もしているし、これからは通信衛星が変わっていきばし

ていきたい、こういうふうにおっしゃっているわけだから、そういう点で政府の態度は非常に不当でもあると同時に、今後の問題としても大きな問題を残すということを私は改めてここで指摘をしておかなければならないと思っております。現行の通信衛星の利用も当然のこととありますけれども、この法改正に基づいて行われることができるようになる移動体間の通信について絶対に軍事利用をさせてはならない、反対であるということとを私ども立場から明確に申し上げるとともに、そうした立場をとるべきではない、断固としてこれはさせてはならない、そういう姿勢を郵政省として政府として堅持をすべきだということを強く警告をいたしまして、私の質問を終わります。

○橋本孝一郎君 放送衛星、通信衛星ですね、これのまだ非常に未完成の段階が多いわけでありまして、現実にはBS2は故障を起こして待機中である。2bが三回故障を起こしたけれども、何とか動いて衛星放送を現在やっておるというふうなお話が午前中もあつたわけでありまして、問題は、したがってBS3を打ち上げるにしても、当然過去の経験を十分生かして打ち上げられることはもう当然でありますし、そのことは午前中のお話でも聞いておられるわけなんです。問題は我々が素人的に考えまして、推進する立場というものは、常にとにかくやりたいということなんです。それをチェックしていくという、ある程度コントロールするというか、そういういわゆる推進とコントロールという、何か高技術であるだけに我々一般にはわかりませんから、そういう体制的なものも私は非常に必要じゃないかと思うんですが、そういう推進に向かって、それをよりよく成功させるための体制的なものについてどういふような考え、現在の体制を持たれておるのか。あるいは持たれていないとするならば、これからやっぱりこういう分野はどんどん進展していくわけですから、私はやはり推進と、チェックというところから、あるいは必要でないかというふうな気がする

するんですが、そういった問題について伺いたいと思います。

○政府委員(塩谷裕君) ごもっともなお尋ねだと考えます。私も、先ほど来からBS2a、bの状況にかんがみまして、ハード的といいますか機械の部品という観点での安全、信頼性向上ということについて、いろいろBS2の後継衛星でございまして3a、bについてとりました措置はるる申し上げたところでございます。いろいろ冗長系をふやしたり、あるいは地上試験を強化したり、あるいは国産品を多数投入して、どこがどうなっているかをばっちりつかめるようにしたというように、それがその例でございます。

おっしゃるとおり、いろいろ新しい施策を推進するということと同時に忘れてはならないのは、万一のときに、じゃそれがどうなのかという配慮でございまして、そのための体制ということで、これはいろいろ事故などの経過にかんがみまして、例えば宇宙開発事業団におかれましては、事故検討専門委員会と申しますか、ちょっと名前はそこでおりでないかもしれませんが、そういったことについて専門のプロジェクトチームをつくって、その辺の予防と後の措置ということについて万全を期しているように承っておりますけれども、また私もいろいろ関係機関と連絡したり指導する立場から、事業団、機構、あるいは利用者でありますNHKさんなども含めまして、その辺十分な連絡体制をとっているというところでございます。

なおまた、今宇宙開発委員会で行われております事故原因の調査検討結果を踏まえまして、さらにどういう措置をとっていったらいいか、これからも引き続き考えてまいりたいと思っております。

○橋本孝一郎君 結局は現在の機構でお互いに連絡を密にしながらチェックしていくという、同じ機構の中だけでの体制だと思ふんです。こういう高技術の問題ですから、それをチェックするというのは、非常に失礼な立場に立つかもしれないけれども、

でも、何か私は素人目に見ても、推進と、それに對する批判的な立場に立つて、やはりチェック機構を持つておいた方が物事を進める上において非常に万全ではないかというふうな気がいたします。

さて、現在のBS2のa、b、これはとにかく今の状態で動いていますけれども、もし万が一が不能となりますと、これは衛星放送にも大変な影響を与えますし、したがって、計画されておるBS3を繰り上げて打ち上げをするというようにすることは可能なんですか、不可能なんですか。

○政府委員(塩谷裕君) BS2に続きます3aでございますが、これは目下のところ昭和六十五年度には、それから六十六年にbということと、とりあえず3aにつきましては六十五年の夏の時期に打ち上げという予定で、目下綿密な計画を立てて、予定どおり順調に進められておるという状況でございます。

万一の場合ということでBS2a、bが故障して、どうしてもだめになったという段階で、BS3aの打ち上げを繰り上げることができるとかどうかということでございますが、当然そういった時点におきましてはいろいろな対策を考えなきゃいかぬと思ひますけれども、目下のところ、この3aの打ち上げにつきましては衛星の開発スケジュール、それから打ち上げ用のロケットの開発スケジュール、それから打ち上げ用の衛星の打ち上げ計画との調整、こういう問題がございまして、2a、bがいずれも故障したからといって、直ちにBS3aを繰り上げて打ち上げるといふことはちょっと困難な状況でございます。

○橋本孝一郎君 非常にそういう意味では祈るようなという午前中の話にもなりますし、薄氷を踏むようなという感じにも受け取れるわけなんです。

問題は、非常にリスクも多いわけですから、現行の今の開発、打ち上げ、それからこれに関する所有者であるNHKとか民間放送会社、これの経費をできるだけ負担を軽くしていくという立場で

いきます場合に、一つとして考えられるのが保険契約のリスク回避の問題で、政府が負担する。例えば輸出入保険に見られるような保険制度を放送衛星の開発、打ち上げ、運行についても創設すれば、その分だけでも一つの経費節減になるわけですから、それに対して、政府としてそういういった保険負担に應じる考えがありますか、どうですか。

○政府委員(塩谷裕君) 確かにこのリスク、これが所有者であるNHKあるいは民間放送会社だけで負担するという点について、いろいろそのリスク回避のために考えられる手だてという意味で、橋本先生おっしゃったことも一つ考えられることとございます。私もこの輸出入保険に見られる保険制度というのにも勉強させていただきました。これはもう御存じのことと思ひますけれども、輸出入あるいは海外投資で生じた損失を為替取引の制限などの対外取引に伴います危険をてん補するということで、貿易保険の特別会計をつくって、輸出入業者のリスク軽減を行っているということとでございます。

こういうこともあるということも私も勉強いたしました。さらに、じゃ同じような考え方をこういう衛星というのにも使えるかどうかということについては、いろいろ国としてそういうことができるのかどうか、関係機関、宇宙開発事業団を所管しております科学技術庁初め、そういった関係の機関などとも密接な連絡をとりながら、幅広い観点から検討してまいりたいと思っております。

○橋本孝一郎君 午前中のお話にもありましたように、将来すばらしい内需拡大産業になる、十五兆円ともあるいは六十兆円とも言われる、これは国家的事業と別な言葉で言えは言ひ得るものなんでありまして、そういうものこそ私は国家が負担してやるという立場に立つてもいいんじゃないか。民間なりNHKというふうなところに任せていくというのも非常にそれ酷な話ではないかというふうな気がするわけです。

これからの展望を見た場合に、そういう意味で、ある意味においては私はこれはまた別の一つの意見ですけれども、打ち上げそれから所有をむしろ国が負担して全部やった方が私はいいいろい考えを持っておるわけなんですけれども、現状も今のこんな状態ですから、そういうことは言っても間に合わない話ですけれども、そういう点からひとつ御検討願つておきたいと思ひます。

それから、先ほどちょっとダブるかもしれませんが、せんけれども、通信衛星機構、行革でも指摘されておりましたように、将来の民営化という問題も抱えておるわけで、そのプロセスはどうなっていくか、まだはつきりしませんが、そういう段階になった時点で、私は今言った開発、打ち上げ、所有、そしてユーザという関係をもう少し整理する時期が来るんじゃないか。例えば機構が打ち上げから完成、維持、所有、そしてあとユーザに賃貸しをするというふうな方法も一つだと思ひます。今、これはこの段階で決めておくことは不可能でありますけれども、そういうやり方整理していくという姿勢、そういう中で負担をできるだけ国もかぶっていくというふうな運営が必要ではなからうかと思ひます。

そこで、この機構が民営化に向かつていく時期といひましようか、そういうものは一体どのぐらいの時点に考えておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(塩谷裕君) 将来民間法人化しうというこの宿題をいただいているということは毎度申し上げておるのとおりでございますが、今度トランスポンダーを所有してリースをするというところ、それがあわせて経営基盤の安定を通じて民間法人化の一つの条件の整備になるということも申し上げておるわけでございます。これが六十六年から行われるわけでございまして、それから先の、ハイビジョン放送のそういう促進という観点から、機構の持つておりますトランスポンダーがどのように利用されていくか、それに応じて機構の経営状況がどういうふうになっているかという

ことが、そのいった先の時点での一つの判断材料になろうかと思ひます。それから先、いろいろハイビジョンの普及ですとか、何かいろいろ周囲の条件などもあわせて考えていかなければいけないと思ひますし、またそういった時代において、じゃ機構がまたどういう役割を期待されるかというふうなこともあわせて考えていかなければならぬと思ひます。

そういった意味で、せっかくのお尋ねでございますが、民間法人化が何年先だということとはちょっと具体的な数字では申し上げられませんが、定性的にいろいろな、こういう考えられる検討材料というものを考えた上でという意味合いで申し上げさせていただきます。

○橋本孝一郎君 これ設問してないんですけれども、先ほどもちょっと出ましたので、もしおわかりでしたらお尋ねしておきたいと思ひます。すけれども、非常にハイレベルの技術でありますね、したがって技術者陣というんでしょうか、その確保、将来産業が伸びていく、そういう技術者の確保という面について、どれだけの技術者を想定されるのか、あるいはまた、その想定に向かって果たしてそれだけの人材が集められるのか、そういった問題について何かお考えがありますか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(塩谷健君) 日本の衛星の開発に当たりますと、宇宙開発政策大綱といふことが、どういう形で衛星の開発を進めていくかということについて、内閣総理大臣の諮問機関でございまして、宇宙開発委員会がそういったことについて一つの方針といふものを立てまして、それによりまして、自主開発といふことが、自主技術を開発していくことといふことで、日本なりに極めて初歩的な段階からスタートして、いろいろな体験を積みながら、日本なりのロケットも含めた衛星の開発、打ち上げ技術を集積してきたわけでございまして、その過程では当然宇宙開発事業団、あるいはそれをさらに請け負いましたメーカーの技術陣、こういったものの協力があつたわけでございまして、そ

の過程で衛星技術についての先生おっしゃいました技術陣の養成といふことが、技術陣の育成というのはおのずから行われたというふうな考えであります。

これからのそういった自主技術開発路線をとっていくのか、あるいはせんだつてCS3の打ち上げのときに、一部新聞報道をめぐりまして議論が出ましたように、外国の衛星、外国の通信衛星を買った方が安くつく、国内の国産衛星は高つくから、将来どうしたらいいのかわからないという議論も出ておりまして、そうした場合にはこれは、それはそれで一つの意見ではあるんですが、それと、自主開発路線でせつかく培われてきた日本の技術陣といふものがそこで中止するというか、休止するといふことにもなりまして、これまでの何といふか、一つのノーハウの積み重ねがどういふことになるのかといふことも考えなきゃいかなければならないと思ひます。

で、承りますところによりますと、そういった日本の衛星が高つくといふことの一つの原因は、非常に数が少ない、手づくりの衛星を何年かに一週上げるということも原因の一つでもございまして、アメリカのように大量に同じ規格のものが出れば、そういったコスト面の隘路も打開できるというふうな聞いておりますので、将来そういう外国の要請にもこたえて、逆に日本の衛星がそういった量産も可能になるということになれば、日本の技術陣、ひいては先生おっしゃいました技術者の養成というハイテクの伝承もおのずから可能になると思ひますので、この衛星のあり方という点については、いろいろな立場から議論があるんですが、技術者の養成という点からいへば、そういったところが一つの方向ではないかといふふうに考えられる次第であります。

○橋本孝一郎君 先ほどから出ておりましたハイビジョン関係について、二、三お尋ねしたいと思ひますが、もう既に新聞でも出ておりますように、ソウル・オリンピックですね。あれ二百台、五十カ所ですか、設置されるようですが、それはどこへ設置されるのか、五十カ所。それと、それは一体だれが負担していくのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(成川富彦君) 先生からお尋ねのソウル・オリンピックでございますが、生中継と、それからビデオと合わせまして、放送衛星を使ひして国民の方々に見ていただくということとで現在全国五十カ所、約二百台ということで準備を関係者との間で進めておるところでございますが、まだ最終的な詰めが終わっておりません。今、鋭意検討しているところでございます。

それから、経費負担につきましては、関係者の皆さん方の間で話し合いをしながら詰めて、負担していただく方向で検討しているところでございまして。

○橋本孝一郎君 ちょっとわかりにくかったんですが、もうオリンピックもそう遠くないんですし、それから設置の場所、それと関係者と言ひます。それから、どういふ関係者なんですかね。いろいろなスポンサーがつくんじやないかと思ひますが……

○政府委員(成川富彦君) いろいろな方が関係しておるわけでございまして、メーカーとか、それから地方公共団体、その他いろいろな方々に御負担していただくこと、NHKとかいふものもある程度協力をしていただくということでございます。それから、そのほかにはデパートとか、配置場所等につきましてもいろいろな面が考えられるわけですから、これにつきましても現在整理をしておりまして、最終的に発表をできるような段階にまで来ておりません。できるだけ早く決めて、オリンピックが九月十七日から開かれる予定になつておりますので、その前何月か、二、三カ月前になるかと思ひますが、その時期ころまでには確定をしないかぬといふふうに考えているところでございまして。

それから、ハイビジョンの規格統一の問題なんです。まだまだ未完のものでございまして、けれども、国際的にはいろいろなこの統一問題について、日本、カナダ、アメリカ、あるいはECの関係とか、もう既に問題出ておるようでありまして。これは恐らく将来の機器メーカーとの関連も絡んでくるかと思ひますので、こういった統一規格の問題というのは国際的に非常に進展は遅いと思ひます。その場合に、日本としてはNHK方式をどんどん進めていくのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(成川富彦君) ハイビジョンの国際統一規格問題でございますが、これにつきましましてはCCIRの場で、日本とカナダとアメリカと共同提案という形で日本の規格を提案していただいたところでもございまして、なかなか勧告にまで至りませんで、意見が分かれておるところでございまして。その後、ECが新しいHDMAC方式というふうなことを検討し始めて、提案をしていくような状況でございまして、その間の検討会もしようといふことで、先般ECと日本との間で作業部会をつくりまして協議をしたところでございまして、これにおきましてまだまだ意見が一致するところには至っておりません。この秋にももう一度作業部会を開いてやろうというふうなことで考えているところでございまして。

国際的にハイビジョンを普及するためには、やはり何といつても国際的な統一規格ができることが国際番組交流を図る上でも大変望ましいことだと。現在、NTSC方式とPAL方式とSECAM方式と三方式に分かれておりまして、その間のコンバーターを必要とするような事態にございまして、若干手間暇かかるわけでございまして、これがスムーズに行われるためには、何といつても国際統一規格づくりが大切だといふふうに思っております。

そういうところから、非常に厳しい判断を許さない状況でございまして、日本の立場が理解できるようにさらに努めていかなければならぬ。実用

段階に近いのは何といつても日本の方式、だけでございませう。できるだけその理解を深めて、我が国の方式が世界統一規格として取り上げていただきたいと思います。今後とも一層の努力をしていきたいというふうに考えております。

○橋本孝一郎君　じゃ最後に、この問題について大臣のひとつ御決意をお願いしたいし、それから今度大臣、連休中にヨーロッパの方ですか、行かれるようですが、そういった問題も出るのかどうか、ひとつあわせてお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(中山正暉君)　先ほどもお答えを申し上げましたが、日本の千二百五十本とそれからヨーロッパの千二百五十本とアメリカの千五百本という三つの方式がどういふふうになつていくのかということ、大変心配をいたしておりますが、現実には映像を映すもの、それから受信機、これが現実存在をしておるのは日本でございますので、先般二千四百五十六ありますアメリカのCATV社の会長のマニーという人が来られて、この人が、自分たちは日本の方式にアメリカのCATV業界で投票をしたという大変強いことを言ってくれましたし、つい数日前、何日でございますか、レーガン大統領がそのCATVの大会に出席をされて、いわゆるNHKのハイビジョン方式、NHKの方式に対して賛意を表明してくるような大変ありがたい演説がありました。今その演説の原本を取り寄せてもらつて、こちらからひとつ感謝の気持ちを表明するような手紙でも差し上げようかと考えております。

そんなことで、このハイビジョンが非常に大きな希望を秘めた新しい機材として期待を込めまして、これから私も二十八日、委員長以下皆様方のお許しを得て、第三回の電気通信の会議で英国に行き、それからフランスの関係者と話し合ひをしてくるつもりでございます。ストラスブールの、フランスとドイツの国境の郵便局を見てまいらうと思つておりますのでございますが、今度の会合は、国際V.A.N.に関する会合でございますので、ハイビジョンの話は出ないかと思ひますけれども

も、いかに美しい画面が日本では実際に映像化されているかということも、ひとつ雑談の中でもPRをしてきたい、そんな気持ちで行かせていただきます。と思つております。

○青島幸男君　本法案につきまして、私はここで告白するのなんでもございませうけれども、いろいろ先に質問に立たされた委員の方々の御発言を伺つておりますうちに、私の不勉強がだんだん身にしみて、後悔をされてくるような状態でありまして、甚だ不覚識でありますけれども、もう一回勉強をし直してこの場に臨みたいというふうに思ふくらい反省をしております。

聞けば聞くほど問題点が多いんじゃないかという気が実はしているわけでありまして、この一貫した流れの中で、こういう問題が出てきておるといふのはたとへば、郵政省の考え方とか対応の仕方が実に行き当たりばつたりで、基本的に哲学がないという印象がますますあつたんです。それはある面では仕方ないことかもしれないと思ふんです。ということは、我々が予想もしかねなかつたような急速なテンポで、予想外の進展を遂げましたので、このところ十五年ぐら

いは、まさか放送衛星などというものが宇宙のなかに存在をして、これを地上から制御して、そこへ当てた電波がそのまま戻つてきて、それを一般の国民が、一般の家庭において受信できるというやうなことは夢にも考えておりませんでした。ですから、次から次に出てくるそういう新しい技術に対応するために一貫性に欠けた部分があつたかもしれないというのは、多少許せる部分もあると思ふんですけれども、しかし、それにしてもちよつと指針の立て方が甘かつたんじゃないかという気がします。

のを拡充発展させれば、それで事足りるんじゃないかということになりまして、NHKはそれはとんでもない、できませんという話になりまして、じゃ別個のものを立てようじゃないか、かねや太鼓で放送大学を宣伝なすつて、しかしいつの間にかしり切れトンボになりまして、地上波で関東地方のみというやうな格好になりました。

それも、ただ単に衛星のふくみだけではなくて、何となくお祭り騒ぎが終つた後というやうな格好で、竜頭蛇尾と申しましようか、先ほど局長のお話ですと、CATVを通じてやつたらしいだろうとか、あるいはビデオを通じて全国ネットにできるんじゃないかというやうなお話まで伺いましたけれども、実際には衛星が上がるからこ

放送大学というものが、全国一般の方々が終身修学の機会がある、これはすばらしいことだといふんで行われてきたんですけれども、どうも内容と実態は全く違つたものになつてきているという気がします。

衛星放送ができて、NHKがこれで二十四時間、たとへば試験放送とはいへ、従来の総合放送と教育放送のほかに新たに一波を設けたという格好で放送をするべつたりに行つていっているというものが、私はもう承知できないという考えでおるんですけれども、その上BS3が上がれば、今度はハイビジョンもやりたい。このハイビジョンというのは大変な可能性を持つておつて、大臣のお話ですと、六十兆からの需要を喚起するかもしれない、一般の方々が共有の電波を享受して、しかも文化の発展、それから社会資本の充実、国民生活のすばらしき向上などというふうに、何かユー

トピアみたいなお話をなすつておられるように私聞くんですけれども、必ずしもそれはならないんじゃないかという気が実はしているんです。と申しますのは、新たに衛星放送が行われる、各家庭でそれを受信するための設備をするということ、これは、国民各家庭の受信者に新たな負担を強い

るわけですね。新たな負担を強いものが、果たしてその先にあるものは何かということを明確に描いておかないと、とんでもない事態になりはしないかという気がします。

というのは、NHKだけで今一チャンネル、三チャンネルありまして、その上二十四時間放送していますね。その上BS3が上がると、今度はハイビジョンをやるわけですね。そうすると、そのほかに民放もハイビジョンをやります。そうなりますと、今八チャンネルある上に、新たな衛星放送が一波とそれからハイビジョンが二波ということになりますと、十一波にわたるわけですね。そのほかビデオがありまして、それで一般の視聴者のニーズが多様化しているからといふも

省の方はおっしゃるんですけれども、多様化したくて多様化してきたわけじゃないと思ひますよ。私も最終的にラジオしかありませんでしてね、あと新聞ですか、タブロイド版の新聞に連載小説が出てくるのを毎朝配達を待つて読むとか、あるいは調子のよくないラジオに耳をつけるようにして聞いておりましたけれども、それはそれで不幸だと思つておりませんでしたよ。物はない。物が潤沢になれば幸せだといふ考え方は、もう今や古いと思ひますね。

最終のときも腹が減つて困りましたけれども、うちだけじゃないよ、隣近所皆さうだ。もし不幸という考えが生まれますとすれば、それは平等から生まれると思ひますね。うちだけじゃないんだ、食い物は、よそもみんなさうだ。だから我慢しろと言われれば、私も子供のころさう思ひましたよ。ラジオしかないことをそれほど不幸と思ひませんでした。

それが白黒のテレビができて、それがカラーになつていふのは、技術の発展とそれに伴う方々の努力と、あるいは営利目的で民放局が各局努力をして、NHKもそれに切磋琢磨といひますか乗つて、技術的なあるいは内容の充実を圖つてこられた。で、隣の家のテレビは色がついていて、うちの色がない。だからお母さん、買つてちょうだいということが新たな需要を生みましてこまできたわけですね。各家庭に今や一台と言わず二

台、三台というように存在するようになりました。しかし、これが本当に十分なる必要欠くべからざる情報を送っているかと言いますと、そうではない。人間生活、ドラマを見なくても、野球聞かなくても死にやしないわけですな、これは。だけれども、必要欠くべからざるものと言えば災害時における情報とか、大臣再三おっしゃいましたけれども、それはとても大事なことで、これは絶対に命にかかわることですから確保しなきゃならないと思います。

しかし、一般ユーザーが願って多様化してきた
ニーズではないということをまずお考えいただき
たいというふうに思いますし、それから、そういう
ニーズを改めてつくるのが確かに景気の上昇に
つながるかもしれないけれども、それは新たな国
民の負担の上に乗るんだということも御承知おき
いただきたいし、きれいな絵が、きれいな音が送
れるようになる、見られるようになるということ
もすばらしいことには違いありませんが、きれい
な絵やきれいな音だけ聞いているわけにまいりま
せん。人々を引きつけたら、人々を高めたりする
のは、やっぱり行われている放送の内容だと思ひ

ます。どんなに美しい絵で、美しい音で放送しても、野球の嫌いな人にそれを見させるといえるのは酷な話ですし、クラシック音楽が好きな人にずっと聞いていると言ってもそれは酷な話です。人がチャネルを選ぶのは、自分の好みによって自分が高められる、自分がエンジョイでき、自分が知りたいものを知られるという、そういう動機でチャネルを選ぶわけです。ですから、必ずしも美しい映像が、美しい音が流れれば、それでは幸せになるとは私は思いません。

こういうことを考え合わせますと、新たな危険を冒して星を上げて、しかも新たな負担を皆さん方におかけして、受像機なり受信機なりをつくっていただいて、その先に見えてくるものは本当に人々の幸せだろうかということを私は大変懸念しております。一家に一台以上のテレビが出て、それは多様化しているんだから、一人一人がパーソ

ナルなものを選ぶ。言い方は大変きれいですけれどもね、パーソナルなものを選ぶことは家庭崩壊につながるわけですよ。

私の友人がこのごろ田舎に帰りたくないと言っています。なぜかと申しますと、せっかく汽車を乗り継いで、あなたの田舎へ帰りまして、やっと家族にめぐり会って、ただいまって奥へ声をかけると、こたつを囲んでいる家族が、昔は一斉に振り向いて、ああ、お帰り、どうだった、まあここへお座りと言つて、こたつを囲んで酒の一杯も酌み交わしながら、東京でこういうことが起こつた、あれからおまえがいなくなつて、このうちではこういうことがあつたよという交流があつて、初めて家族の温かさの中に溶け込めてですね、ああ、田舎へ帰つてよかつたなと思うと言っていますね。ところが、このごろ、ただいまと言つて帰ると、ああ、ちょっと待つてくれ、今、武田信玄見ているからと言って、座敷の中央にあるテレビにみんな向こう向いて座つてしまふと言っていますね。それが終わってから、そうか、おまえ帰つてきてたんだなと。それじゃ帰る気がしないと言っていますよ。

それと同じように、おじいちゃん、おばあちゃんには盆栽の番組を見ていらっしやる。お父さんは野球の放送。高校のむすこはロックを見ている。それぞれの部屋にそれぞれのテレビがあって、食事の間じゅうイヤホンかけて子供が食事をしているというような状況を私は決して辛せだと思いません。従来の床の間にかわって、仏壇にかわってテレビがあつて、それに一家じゅうがかりついているいきなりな思いかもしれません。複雑多岐にわたった社会状況の中で、さまざまな情報が流れ回るといふこともこれは決して——さまざまな情報の中から何が真実かを得ることは我々の権利です。し、そうあるべきだと思います。しかし、だからといって、それが必ずしも人々を幸せにするとは思わないので、先ほどもさる委員の方から御発言がありましたけれども、何でもかんでも可能性を追求して先走ってしまつていいんだらうか。ある

日それは控えて、抑制して、この先に何が見えるかということを考える立場にいなぎやならない。その責任は我々にあるはずだということを申されまして、私も同感です。

そういう意味から申しますと、大臣言われるように、必ずしも先はバラ色ではないんだという気がしますけれども、その点に関してはどのようにお考えか、まずお聞かせください。

○國務大臣(中山正暉君) 青島先生、私と同じ年
でございますので、私の思いをそちら側で代弁し
ていただいているような、全く同感の部分がたく
さんあります。

この間、近畿ケーブルネットワークというのが、今度始まりまして、それにいきますと、二十四チャンネル、音声十七チャンネルという、先生の今の御指摘よりもっと多いものが実用化されるというところで、テレビで話ができる。今のテレビとテレビで話をしているんじゃないで、今度は座敷とテレビが話を始める。それから、こんなこととはど

うでしょ。かとクイズを出しましたら、そのうちのどれを選んでもくださいと言うと、画面にパッと結果が出てくると。国会にこういうのを置いてもいいですねなんて冗談を言うて帰ってきたんですが、確かにとおっしゃるうちに、情報をたくさん出されるということは、受け取る側がそれで支配をされるという懸念も確かにあります。

今も現実には、牛が生まれたときに、牛の子供の脳にICを埋め込んで、それをアンテナで支配すると、どこかの草が茂っているからそっちのを食えということアンテナ一つでできる。牛を牧場で好きなように人間が追って、山へ上げたり谷へ下げたりする必要もなくなるというような話も聞いたりしますと、確かに心配でございまして、こ

れは、ラフカディオ・ハーンの「常識」という話の中に、おもしろい話が載っておりまして、余計なことを言いますが、ある高僧が、修業がたててから、庭に毎晩のように真っ白な象に乗った普賢菩薩があらわれる。そこへ半漁半農のお百姓さんが来られたので、お前も見ていけ、押んでいけと

言われた。夜中になつたら、それがあらわれた。そうしたら、その半漁半農のお百姓さんが弓に矢をつがえて、その普賢菩薩の胸めがけて矢を放つて射殺した。そしたら和尚が嘆き悲しんだのに対して、私は毎日殺生して歩いているので、そんなものは見えるわけがない。あなたにだけ見えたというなら信用すると。朝まで待つてくれということになって、明くる朝、血潮のしたたつてるところへ行ってみると、大きな洞穴の中に矢に射抜かれた大ダヌキが死んでいたという話です。

もう学問も何もたけたその和尚さんは、悲しいことに本物とにせものを見分ける常識がなかったけれども、学問も何も、字も書けない半漁半農のお百姓さんは、百姓ではあったけれども、その人には本物とにせものを見分ける珠玉のように光る常識があったという、ラフカディオ・ハーンの「常識」という短い話でございますが、私は、このごろの情報のはらんを、どうしてそれを見分けるか。

余計なことですが、これもモーゼという人がエジプトでピラミッドをつくった後、祖国へ帰るといので、四十万人を連れて出発したときに、斥候を出した。十二種族。そしたら、十種族の代表は行かないで、おこうと帰ってきたけれども、二種族が行こうと言ったのを、その行こうと言った二種族の少ない方の意見をとって出発し

た。今度は逆に、ヨシユアという人が、モーゼが死んだ後、また十二人の斥候を出して、今度は十人の言うことを聞いて出発をした。二人が行かないでおこうと、十人が行こうと言った。これは何を意味しているかというと、指導者が偉大な場合は、情報に質でとれ、指導者が平凡な人間るときは、情報は量でとれという教えだと、こう言います。

ですから、先生のおっしゃる問題は、私も本当に懸念をしておりますし、もう家族のホテル化と言うんだそうですが、もうみんな御飯が済んだら自分の部屋に入って、自分の好きなテレビを見て、まるで食堂にだけ寄ってきて、飯を黙って食

実際問題として、ハイビジョンというのは、大臣ごらんになって大変感激なさったそうですけれども、

をしようと思つてたんです。
朝からずっと聞いていますと、ちようど二〇〇

て、どういう形で進んでいるのか、現実との差が

こういうことでやってきたわけでございます。私も、こういう過程で、これから先、この分野に

おきます研究をさらに積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○平野清君 では本題の方に入りますけれども、これも何回も委員の方が御質問になりました。認可法人としての機構の理事と監事の任期が三年から二年になる。臨調の方針に沿われたということですから、ちょっと調べましたら、七十八法人中四百七十二人、理事、監事がいらっしゃるそうです。その四百七十二人中三百六十三人が天下り、しかも四人に一人が渡り鳥、政務協の白書で見ますと、天下ってきた人が四年半いると退職金一千五百万円。普通のサラリーマンにとつては大変な金額だと思ふんです。

そういう意味で、何回も御質問に出ましたけれども、この機構の中で、今まで三年だったから、じゃ再任妨げないんだから六年、では二年なら三回やればまた同じ六年になってしまふ。じゃ二期やつて四年なら、よそへ天下りということになろうと思ふんですね。この機構の中からは絶対天下りを出さないとお約束いただけますか。

○政府委員(塩谷裕君) 御指摘の理事及び監事の任期でございますが、これは役員は二年とするという臨調答申の趣旨に沿って改正しようとするものでございます。

なぜ役員は二年、それも理事、監事が二年で、役員は三年にございまして理事長は従来どおり三年なのかという議論は再三出るわけでございますが、これは臨調が、こういう法人を活性化しようというねらいを込めて一つのその何といたしますか、ねらいのポイントといたしまして活性化と組織運営の安定化、この両要素を一つの物差しで二年ないし三年と振り分けたというふうに理解しまして、要はこういつた法人が、本心に仕事を通じている社会経済のお役に立つようになっているかきかぬというふうに私も考えているわけでございます。そういうわけで、この任期が一つの物差しで変わりましたけれども、これは決して天下りを助長することになってはいかぬというふうに考えるわけでございます。

私もこれから先、こういった特に技術の進みぐあいの激しいこういう認可法人でございまして機構でもございまして、その辺の運営ということについて十分配慮してまいりたいと思つております。

○平野清君 こういう事実をよつて立つ理事や監事ですから、できれば四年なら四年、再任はやらない。それで途中で二年ぐらいたつて、とてもあの人、言葉は悪いですけども、ぼけてしまつてだめだということになったら、そのときにはもう一回差しかえるとか、何も右倣えするんじゃない、きちんと機構に合った形の人事をしたらいいんじゃないかなと思ふんです。

次に移ります。機構法の改正案第五条第三項においては、機構の衛星所有について、「他人と共同してするものに限る」とはつきり書いてあります。その理由は何かの。また、BS3については、共有部分しか持てない機構がどうしてトランスポンダーをリースできるのか。何か非常にわかりにくいので、むしろ機構が衛星全部を所有した方が一元化してやりやすいんじゃないかというふう

に思ふますけれども、どうでしょう。

○政府委員(塩谷裕君) 機構の放送衛星に對します所有の形態でございますが、これは端的に申しますと、衛星の全部を所有するということは考えていないということでございます。それはどのま

た必要もないということでございます。したがって、当面この機構の放送衛星に對します所有につきましましては共有形態しか考えていない。したがって、法律上の文言も共有形態に合わせたという次第でございます。

七百八十四億のうちの七十五億ということの出資で、機構が放送衛星の共有持ち分を所有するわけでございますが、この共有持ち分という概念は、ちょっと概念的、概念的でございます。全体七百八十四億のうちの七十五億。ですから、全体の部品が有機的に結びついて衛星という一つのまとまった役割を果たす機械になるわけでござい

ますので、具体的にどの部分をどこが持つて幾ら

だというわけではなくて、全体について、そのお金に應じて案分比で持つ、そういうことになりまして、ただ利用の形態といふんです、それでは放送衛星を具体的に利用するのはどうかといふんです、トランスポンダー、中継器が六つございまして、その六つのうちの二つを確保して利用する、それがちょうど七十五億円という出資に見合った分だといふこととございまして、概念的な持ち分と具体的な利用の形態、それが別でありながら何といふんですか、具体的に利用するときにはその案分比で、大体利用の状況も行われているという次第でございます。

それから、全体をもつてどうかということでございますが、これは先ほどお尋ねもございました点で、一つの御意見として私、橋本先生から承つたのでございまして、利用者から承つたのでございまして、だから国ないしは国に準ずるような公的な機関が衛星を所有して上げて、そして具体的に利用させますよという状態になったら利用者を利用させる、リースさせる、そういう形態も考えてみたらどうかという御意見もありました。

そういう一つの想定される状況の中で、機構もそういう一つの機関としてどうかという御意見でございます。あるいは、あるいは第三者所

有的な衛星の形態という一つの検討課題として承りたいと思つておりますが、現在のトランスポンダーでハイビジョンの試験放送をやる、普及のための一つの足がかりをするという状況では、部分的にトランスポンダーの一部を所有するという形態で必要十分ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○平野清君 次に、機構法の改正案の第三十四条についてでございますが、利益が生じたときには積み立てておいて技術開発のために使つたらいというふうな思ふわけですが、どうして国庫納付しなければならぬのか。また、国庫納付に關する政令の定める時期とその内容についてはどうなっているでしょうか。

○政府委員(塩谷裕君) 利益の処分に關しまして、ただいま平野先生がおっしゃったとおりの規定に改正したいということでございまして、その規定は産投出資を受けております認可法人、ほかにも幾つかございまして、その認可法人に適用のものでございまして。

産投出資の場合は、単に出資したつきりということではなくて、産業政策上いろいろな具体的な政策展開の過程で利益が生じた、そうした場合には積み立てると同時に、残余については国庫に納付しよう、産投会計にまたお返しする、こういう規定になっているようでございます。

〔委員長退席、理事大森昭君着席〕

その辺は他の認可法人と同様のものではないかと。そういうわけで、この辺について、いずれまたしかるべき段階でその辺についての政令を定めるといふことにならうかと考えております。

○平野清君 そうしますと、機構に對する出資はむしろ産投よりも一般会計から出した方がいいという気がするんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(塩谷裕君) この機構がトランスポンダー一台を所有してハイビジョンの普及促進を図るということ、これは先ほど来いろいろな機会に話に出ておりますハイビジョンの受信機、受信機を初め関連産業、いろいろな映像産業、映画ですとかあるいは印刷、あるいは診療、そういった実生活のさまざまな面で使えることがあります。そういうことで内需の拡大ですとか、あるいは他の関連の産業開発の効果があるとか。そういうことにいたしますと、そのためのお金というのは、一般会計の出資よりもその産投会計の出資の方がふさわしいのではないかと。産業投資特別会計法の第一条によりますと、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資、出資及び貸し付けを行うことにより、国民の経済生活の発展と生活の向上に資する云々といふこともございまして、よりふさわしい資金といふことで産投出資に着目したものであり、これを考えております。

○平野清君 ちょっと話題変えますけれども、米

国で、先般ブレイボーイ社が通信衛星を使って番組を流していたところ、突然一分か二分間、悪魔がたたるぞというところで、何か怪メッセージが入って、せっかく何かを見ようと思っていた人々をがっかりさせたという事件があったんですけれども、それから、そのほかにもいろいろ妨害電波が入って、二分も三分も画面が消えてしまったというようなことがあるようにすけれども、この電波ジャックということに対して、将来ハイビジョンや衛星放送をやる場合に、既にもうやっていますけれども、日本ではそういうことはあり得ないんでしようか。

○政府委員(奥山雄材君) 基本的にはいわゆる電波ジャック、あるいは放送ジャックと呼ばれるような無線局に対する妨害行為は、地上のさまざまな無線設備に対する場合と空の衛星の場合と同じでございます。

〔理事大森昭君退席、委員長着席〕

つまり無線というものが、そもそも本来的にむき出しで置かれている無線局から電波が出るという宿命を負っておりますので、それに対して、例えば衛星であれば軌道位置と正確な周波数、その他の諸元の確にわかれば、だれか強大な電波を出す技術力を有するものであれば、これに対して妨害を与えることは可能でございます。これはアメリカの場合に限らず、日本その他各国においても人工衛星の局というものは、無線局というものはそういう宿命を負っておりますので、今後ともこういう妨害がないという保証は基本的にはできないだらうと思っております。

技術的にそれでは解決する方法はないのかというところでございますが、金とそれから労力をふんだんに使って技術を開発すればできないことではないわけですし、現にスプレッドスペクトラム方式という、広帯域スペクトラム方式というようなものでやりますと防げる手はございます。しかしながら、実際にはそういう技術的には開発されている手だてでございまして、費用対効果の面から実用ではまず使われることは非常に少のうござ

いますので、一般的にコマーシャルベースで行う無線局の場合には、このような妨害が入り得る余地がございまして、したがって、これにつきましては現行法の建前は、すべてそのような違法な行為を行った場合に後からそれを捕まえて処罰をするというのが現行の電波法の建前でございますので、今後とも電波の適正な運用並びにその監視につきましては十分に私も措置を講じたいと思えますけれども、もしそのような妨害行為が起きました場合には、現行の電波法にのっとりまして、厳正な処罰を行ってまいりたいということでございます。

○平野清君 後で処罰するということですが、もしにせの非常災害情報とか、軍事的な情報情報を流されるとえらいことになるわけで、そういうことも当然考えられるんでしたら、事前の措置を十分にとつていただくようにお願いしたいと思えます。

それから、科学技術庁の方に来ていただいているんですが、日本の宇宙衛星、ロケットは鉄砲伝来の種子島というところから打ち上げるようになっていて、鉄砲と衛星、非常に日本近代化のおもしろい結びつきだと思えますけれども、聞くところによると年二回しか上げられない、一回に四十五日ですか、これから長期計画を立てて打ち上げていくときに、果たして種子島の一カ所だけで済むのか、仮にどうしても済まなかった場合には外国基地との提携問題とか考えられるのか、そういう点、それから、なぜ種子島が二回きり上げられないのか。聞くところによると、漁業交渉権にあるんじゃないかと思えますけれども、その点を御説明いただきたい。

○説明員(青江茂君) お答え申し上げます。人工衛星の打ち上げの機会につきましては、先生御指摘のとおり、夏季、冬季それぞれ二回というところで制約がされておる状況にあるわけでございまして、ただ当面の問題としてしまして考えますに、現在種子島におきまして、Hロケットの射場の建設というものを今進めてございまして、もしこれが完成いたしました場合には、それぞれ夏季、冬季各二回ずつ上がるというふうに拡大が図られるというふうな可能性も今追求してございまして、こういうことでございまして、当面の問題としてしましては、打ち上げ需要に対応できるんではないかというふうに私も見ておるわけでございます。

ただ、今後さらに長期的な視点に立ちました場合に、我が国の宇宙開発というものの飛躍的な発展を図ろうということであるならば、この打ち上げ機会の増大ないしその弾力性の確保といえますものは一つの重要な課題ではないかということ、で、今先生の御指摘の点を含めまして、より長期的な課題といたしまして私も考えていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○平野清君 純国産ロケットの開発内容について質問してあるんですけれども、午前中でしたか、詳しく郵政省の方がお答えいただきましてわかりましたので、それは割愛させていただきます。ちよつとこれについてと云つちや申しわけないんですけれども、各国が通信衛星とか軍事衛星、もうどんとん上げていくわけですね。聞くところによると、地球の宇宙の中に衛星の墓場ができて、大変な問題が起こるだらうというようにも聞くわけですね。ただ、素人的に本当にこの地点にだめになった衛星がほかと浮いているのか、それが将来ぶつかり合うのか、これから有効な衛星もぶつかるのか、そういうこと全然ちよつとわかりませんので、突然の質問で申しわけないんですが、おわかりになりましたら、どういう状態になっていて、将来そういう危険性がないのかあるのか。

○説明員(青江茂君) 大変申しわけございませんが、今手元に正確な数値持ち合わせてございませんであれでございまして、御指摘のような点一部にあるわけでございまして、ただ、これも当面の問題といたしましては、確率的な問題として考えるならば、現実的にその対応をしなければならぬといったふうな事情にはないというふうに理解をいたしてございまして、

○平野清君 BS3が上がって、ハイビジョン放送やなんかが始まって、故障したらどうするかということがさんさんほかの委員の方からも出ましたけれども、何かこれ新聞かちよつと雑誌で読んだんですが、万が一のことがあると大変な社会問題、政治問題になる。NHKはそういう事態を大変恐れて、万が一に備えて、アメリカの通信衛星メーカーに故障した場合の支援体制をひそかに打診しているというふうに書いてあったんですが、本当にそういうことがあり得るんでしようか。

○政府委員(塩谷登君) おっしゃる点は、私も承っておりますが……。

○委員長(上野雄文君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上野雄文君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大森君から発言を求められておりますので、これを許します。大森君。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

案文を朗読いたします。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、本格的な衛星放送に向けて、ハイビジョン実用化に対する助成措置など積極的な施策を推進し、放送サービスの向上による国民福祉の増進に資すること。

一、通信衛星、放送衛星については、信頼性と安定性を高めるため、その技術基礎の強化に努めること。

一、進展する宇宙通信時代に対処するため、通信・放送衛星機構の経営基盤の一層の安定化を図るとともに、その公正かつ効率的な運営に配慮すること。

以上でございます。

○委員長(上野雄文君) ただいま大森君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(上野雄文君) 全会一致と認めます。よって、大森君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中山郵政大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中山郵政大臣。

○国務大臣(中山正曜君) 慎重なる御審議をいただきまして、ただいま通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後通信放送行政を運営していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。

また、ただいまの附帯決議につきましても、今後その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。
○委員長(上野雄文君) なお、審査報告書の作成

につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上野雄文君) 次に、放送法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、中山郵政大臣から趣旨説明を聴取いたします。中山郵政大臣。

○国務大臣(中山正曜君) 放送法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組審議機関に関する規定を整備する等放送番組の編集等に関し所要の措置を講じ、有料放送が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備する等放送に関する法制の整備を行うこととされています。

次に、法律案の概要を申し上げます。

まず、放送法の一部改正の内容及びありますが、その第一は、放送普及基本計画に関する事項についてであります。

郵政大臣は、放送の計画的普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとし、放送普及基本計画には、放送を国民に最大限に普及させるための指針等放送の計画的普及及び健全な発達を図るための基本的事項、放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を定めることとしております。

第二は、放送番組に関する事項についてであります。

テレビジョン放送並びに日本放送協会の中波放送及び超短波放送について、放送番組の相互の間の調和を保つようにならなければならないこととし

ております。また、放送事業者は、放送番組審議機関が答申し、または意見を述べた事項があるときは、その概要を公表しなければならないことと等審議機関に関する規定を整備することとするものと、経済状況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項、その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送または臨時かつ一時の目的のための一定の放送を専ら行う放送事業者については、番組基準の制定及び審議機関の設置を要しないこととしております。

第三は、日本放送協会に関する事項についてであります。

日本放送協会の目的について、豊かで、かつ、よい放送番組による国内放送を行うほか、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務及び国際放送を行うことを明らかにするとともに、日本放送協会は、郵政大臣の認可を受けて、その保有する施設または設備を一般の利用に供し、または貸貸すること等の業務を行うことができることとし、これらの業務に係る経理については、その他の経理とは区分して整理しなければならないこととしております。また、理事及び監事の任期を二年とし、日本放送協会が郵政大臣に提出する毎事業年度の業務報告書、財務諸表には、監事の意見書を添えなければならないこととしております。

第四は、有料放送に関する事項についてであります。

有料放送を行う一般放送事業者は、有料放送の業務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととしております。また、何人も、契約約款に基づき、有料放送事業者とその有料放送の業務の提供を受ける契約をしなければ、当該有料放送を受信してはならないこととするものと、有料放送事業者は、正当な理由がなければ、その有料放送の業務の提供を拒んではならないこととしております。このほか、郵政大臣は、有料放送の業務の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく

不適当となり、受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができるとしてあります。

その他所要の規定の整備を行うこととしてあります。

次に、電波法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、免許の申請の審査に関する事項についてであります。

郵政大臣は、放送局の免許の申請の審査について、郵政大臣が定める放送用周波数使用計画に基づいて、周波数の割り当ての可能性を審査することとするものと、放送用周波数使用計画は、放送普及基本計画で定める放送系の数の目標の達成に資することとなるように、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めることとしてあります。

第二は、免許の有効期間に関する事項についてであります。

放送局の免許の有効期間について、五年を超えない範囲内において郵政省令で定めることとしてあります。

その他所要の規定の整備を行うこととしてあります。

なお、この法律は、昭和六十三年十月一日から施行することとしてありますが、日本放送協会の理事及び監事の任期に関する改正規定等については、昭和六十三年八月一日より施行することとしてあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(上野雄文君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

四月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、放送法及び電波法の一部を改正する法律案
- 二、郵便法の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第六条)」を

「第一章 総則(第一条―第二条の二)」第一章の二 放送番組の編集等に関する通則

(第三条―第六条の二)に、「第三章 一般放送

事業者(第五十一条―第五十三条の二)」を「第三章 一般放送事業者(第五十一条―第五十三条の二) 雑則(第五十三条の二―第五十三条の六)」に改める。

第二条第二号の二に次の四号を加える。
二の三 「中波放送」とは、五百二十六・五キロヘルツから千六百六・五キロヘルツまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送をいう。

二の四 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行つた放送でないものをいう。

二の五 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。

二の六 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は

信号を送る放送をいう。

第二条第三号中「を目的として開設する」を「をする」に改め、同号の次に次の二号を加える。

- 三の二 「放送事業者」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により放送局の免許を受けた者をいう。
- 三の三 「一般放送事業者」とは、日本放送協会(以下「協会」という。)及び放送大学学園(以下「学園」という。)以外の放送事業者をいう。

第二条の次に次の一条及び章名を加える。

(放送普及基本計画)

第二条の二 郵政大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 放送普及基本計画には、放送局の置局に関し、次の事項を定めるものとする。
一 放送を国民に最大限に普及させるための指針、放送をすることができると見られるだけ多くの者に對し確保することにより、放送による表現の自由が確保されるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他の放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又は一般放送事業者の放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の郵政省令で定める放送の区分その他の同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(以下「放送対象地域」という。)

三 放送対象地域ごとの放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる放送局の総体をいう。)の数の目標

3 放送普及基本計画は、第九條第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第七條第三項の放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の

自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4 郵政大臣は、前項の事情の変動により必要があるとき、放送普及基本計画を変更することができる。

5 郵政大臣は、放送普及基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6 放送事業者は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまり受信用でできるように努めるものとする。

第一章の二 放送番組の編集等に関する通則

第三条の次に次の四号を加える。
(国内放送の放送番組の編集等)

第三条の二 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 放送事業者は、テレビジョン放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにならなければならない。

3 放送事業者は、教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにならなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するよう

にしなければならない。

4 テレビジョン放送及びテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して行う多重放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにならなければならない。

(番組基準)
第三条の三 放送事業者は、放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送について前項の規定により番組基準を定めた場合には、郵政省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(放送番組審議機関)
第三条の四 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に應じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に應じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審

議機関の機能の活用を努めるとともに、審議機関が第二項の規定により諮問に依りて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、郵政省令で定めるところにより、その概要を公表しなければならない。

(番組基準等の規定の適用除外)

第三條の五 前二條の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的(郵政省令で定めるものに限る)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

第四條第一項中「(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)」を削り、「取消」を「取消し」に改める。

第五條を次のように改める。

(放送内容についての事後措置)

第五條 放送事業者は、政令の定めるところにより、当該放送番組の放送後三週間以内に限り、放送番組の内容を放送後において審議機関又は前條の規定による訂正若しくは取消しの放送の關係者が確認することができるよう必要な措置をしなければならない。

第一章の二中第六條の次に次の一條を加える。

(災害の場合の放送)

第六條の二 放送事業者は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

第七條中「日本放送協会(以下単に「協会」という。)」を「協会」に、「放送」を「豊か」で、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うい、あわせて国際放送」に改める。

第九條第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

ニ 次に掲げる多重放送

(1) 超短波文字多重放送(超短波放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。)

(2) テレビジョン音声多重放送(音声その他の音響を送るテレビジョン多重放送をいう。)

(3) テレビジョン文字多重放送(文字、図形又は信号を送るテレビジョン多重放送をいう。)

第九條第一項に次の一號を加える。

三 国際放送を行うこと。

第九條第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 前項第三号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。

二 前項の業務に附帯する業務を行うこと。

第九條第二項第三号から第六号までを削り、

同項第七号中「放送大学学園(以下「学園」という。若しくは第五十一條に規定する一般放送事業者の用に供し、又は「を削り、同項を同項第三号とし、同項中第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、第十号を削り、同項第十一号中「に關し特に必要と認められる業務で郵政大臣の認可を受けたものを」を「に特に必要な業務」に改め、同項を同項第六号とし、同項中第七項を削り、第六項を第九項とし、同項第五項中「協会の他の」を同項及び第二項の「に改め、同項を同項第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係

る放送区域、放送時間その他郵政省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

8 協会は、第二項第六号又は第三項の業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第九條第四項中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改め、同項を同項第五項とし、同項第三項中「前二項」を「前三項」に、「当つては」を「当たつては」に改め、同項を同項第四項とし、同項第二項の次に次の一項を加える。

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 協会の保有する施設又は設備(協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものを含む)を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

第九條の二を削り、第九條の三中「その業務」を「前条第一項又は第二項の業務」に、「協会の」を「前条第一項又は第二項の」に改め、同条を第九條の二とする。

第十四條中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第三條の三第一項に規定する番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画

第十四條中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一號を加える。

八 土地の信託

第二十三條第三項中「会長」の下に「及び監事」を加える。

第二十六條第四項中「監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する」を「監査する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 監事は、前項の規定による監査の結果を経営委員会に報告するものとする。

第二十八條第一項を次のように改める。

会長及び副会長の任期は三年、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十二條第一項ただし書中「テレビジョン放送に該当しないもの及び超短波文字多重放送をいう。」を「テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。」若しくは「多重放送」に改める。

第三十三條第二項を次のように改める。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

第三十三條に次の一項を加える。

3 第九條第七項の規定は、前項の協定に準用する。この場合において、同条第七項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替へるものとする。

第三十八條第一項中「作成し」の下に「これに監事の意見書を添え」を加え、同条第二項中「附し」を「付す」とともに同項の監事の意見書を添え」に改め、同条に次の一項を加える。

3 協会は、第一項の規定により作成した業務報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第三十九條の見出しを「(支出の制限等)」に改め、同条中「及び第二項並びに第九條の二」を「から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会は、第九條第三項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第四十條第一項中「損益計算書」の下に「(以下

この条において「財務諸表」という。を、「作成し」の下に、「これに監事の意見書を添え」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定により作成した財務諸表について準用する。

第四十四条の見出し中「国内放送の」を削り、同条第一項中「当つては」を「当たらざるはか」に改め、同項第一号中「よい」を「良い」に改め、同項第三号中「我が国」を「我が國」に、「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第三條の二第二項の規定は、協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について準用する。

4 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する放送番組の編集に当たつては、我が國の文化、産業その他の事情を紹介して我が國に対する正しい認識を培ひ、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。

第四十四條第五項及び第六項並びに第四十四條の二を削る。

第四十四條の三の前の見出し中「国内放送の」を削り、同条第一項中「国内放送の放送番組の修正を図るため」を「第三條の四第一項の審議機関として、国内放送に係る」に改め、「地方審議会」という。の下に「並びに国際放送に係る国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）」を加え、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「七人以上の下に」、国際審議会は委員十人以上を加え、同項を同条第三項とし、同条第六項中「中央審議会」の下に「及び国際審議会」を加え、同項を同条第四項とし、同条第七項を第五項とし、同条に次の三項を加え、同条を第四十四條の二とする。

6 第三條の四第二項の規定により協会の諮問

に依つて審議する事項は、中央審議会にあつては国内放送に係る同条第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあつては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送に係る第三條の四第三項に規定するもの及び国際放送の放送番組に係るものとする。

7 協会は、第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。

8 第三條の四第二項の規定により協会に対して意見を述べることが出来る事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内放送の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送の放送番組に係るものとする。

第四十四條の四から第四十四條の七まで及び第四十五條の二を削る。

第四十七條第二項ただし書中「第九條第二項第八号」を「第九條第二項第四号又は第三項第一号」に改める。

第四十八條及び第四十九條を次のように改める。

第四十八條及び第四十九條 削除

第四十九條の二及び第四十九條の三を削る。

第五十條の二を次のように改める。

(放送番組の編集等)

第五十條の二 第三條の二第二項及び第四項、第三條の三、第三條の四並びに第六條の二の規定は、学園には、適用しない。

2 第四十三條及び第四十六條の規定は、学園に準用する。

第五十一條及び第五十一條の二を次のように改める。

(放送番組審議機関)

第五十一條 一般放送事業者の審議機関は、委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、郵政省令で定める七

人未満の員数）以上をもつて組織する。

2 一般放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該一般放送事業者が委嘱する。

3 一の一般放送事業者の放送局の放送区域（電波法第十四條第三項第三号の放送区域をいう。以下この項において単に「放送区域」という。）と他の一般放送事業者の放送区域とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域の三分の二以上に当たるとき、又はその重複する部分の放送区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域内の人口の三分の二以上に当たるときは、これらの一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの一般放送事業者が共同して行う。

(広告放送の識別のための措置)

第五十一條の二 一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようにならなければならない。

第五十一條の三を削る。

第五十二條の三の次に次の見出し及び四條を加える。

(有料放送)

第五十二條の四 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に料金を支払ひ、当該受信設備によらなければならないことができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）を行う一般放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするとき

も、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当なものであること。

二 有料放送事業者及びその受信者（有料放送事業者との間に有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。第五十二條の七において同じ。）の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱ひをするものでないこと。

3 有料放送事業者は、第一項の認可を受けた契約約款以外の提供条件により有料放送の役務を提供してはならない。

4 有料放送事業者は、第一項の認可を受けた契約約款を営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

第五十二條の五 何人も、前条第一項の認可を受けた契約約款に基づき、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならない。

第五十二條の六 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、その有料放送の役務の提供を拒んではならない。

第五十二條の七 郵政大臣は、有料放送の役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、第五十二條の四第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることが出来る。

第五十三條を削り、第五十三條の二を第五十

三条とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 雑則

(資料の提出等)

第五十三條の二 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

第五十三條の三 郵政大臣は、多重放送の普及に資するため、郵政省令で定めるところにより、協会又は超短波放送若しくはテレビジョン放送を行う一般放送事業者に対し、その超短波放送又はテレビジョン放送の放送設備を多重放送の用に供するための計画(放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む)の策定及びその提出を求めることができる。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三條の四 郵政大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。

一 第二条の二第一項又は第四項の規定により放送普及基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 第九条第七項(第三十三條第三項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の認可)、第九条の二(宇宙開発事業団等への出資の認可)、第十一條第二項(定款変更の認可)、第三十二條第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三條第一項(国際放送実施の命令)、第三十四條第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七條の二第一項(収支予算等の認可)、第四十三條第一項(第五十條の二第二項において準用する場合を含む。)(放送の廃止又は休止の認可)、第四十七條(放送設備の譲渡等の認可)、第五十二條の四第一項(有料放送の役務の契約約款の認可)又は

第五十二條の七(有料放送の役務の契約約款の変更認可申請命令)の規定による処分をしようとするとき。

三 第三十七條第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して意見を付けようとするとき。

2 前項各号の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができ。

(勧告)

第五十三條の五 電波監理審議会は、前条第一項各号の事項その他放送の規律に関し、郵政大臣に対して必要な勧告をすることができ。

2 郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

(異議申立て及び訴訟)

第五十三條の六 電波法第七章及び第百十五條の規定は、この法律の規定による郵政大臣の処分についての異議申立て及び訴訟について準用する。

第五十四條第四項中「賭ろ」を「わいろ」に、「申込を申込み」に、「二十五万円」を「百万円」に改める。

第五十五條中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「及び第二項並びに第九條の二第一項及び第二項(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)」を「から第三項まで及び第三十三條第二項」に改め、同条第二号中「第九條の二第三項(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第九條の三」を「第九條第七項(第三十三條第三項において準用する場合を含む。)、同条第八項、第九條の二に、「第五十條の二第一項」を「第五十條の二第二項」に改め、同条第三号中「第三十九條を「第三十九條第一項」に改める。

改め、同条の次に次の二条を加える。
第五十六條の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二條の四第一項の規定による認可を受けた契約約款によらないで、有料放送の役務を提供した者

二 第五十二條の六の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒んだ者

三 第五十二條の七の規定による命令に違反した者

第五十六條の三 第五十二條の四第四項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十七條第一項中「前条」を「前三條」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「同条を「各本条」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第五十六條第二項」に改める。

第五十八條中「基く」を「基づく」に、「第五十條の二第一項」を「第五十條の二第二項」に、「一十万円」を「十万円」に改める。

第五十九條中「第四十九條の二(第五十條の二第三項及び第五十三條において準用する場合を含む。)」を「第五十三條の二に、「一十万円」を「十万円」に改める。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「前条」を「前条第一項」に、「左の」を次の「に改め、同項第三号中「割当」を「割当て」に改め、同項第四号中「の外」を「のほか」に改め、「無線局」の下に「放送をするものを除く。」を加え、同条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 郵政大臣が定める放送用周波数使用計画(放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。

四 前三号に掲げるもののほか、郵政省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

3 放送用周波数使用計画は、放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標(次項において「放送系の数の目標」という。)の達成に資することとなるように、第二十六條の規定により作成された表に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの(次項において「放送用割当可能周波数」という。)の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

4 郵政大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。

5 郵政大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第八條第一項中「同条第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加える。

第九條第三項中「きたす」を「来す」に、「且つ」を「かつ」に改め、「第七條第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加える。

第十三條第一項中「(放送を目的とする無線局については、三年)をこえない」を「超えない」に、「但し」を「ただし」に改める。

計年度において、政令で定める額を超える郵便事業に係る累積欠損金が生じたとき又は当該累積欠損金が生ずることが確実であると認められるときとして政令で定めるときに限り、第一種郵便物(市内特別郵便物を除く。)及び第二種郵便物の全部又は一部について、当該会計年度又はその翌年度において、審議会に諮問した上、省令で、これらの規定に定める額を超える額の料金(次項において「特例引上げ料金」という。)を定めることができる。

前項の規定は、特例引上げ料金の額を超える額の料金を定める場合について準用する。

第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の郵便事業の損益計算は、郵便事業(郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第三条第一項第一号に掲げる事業、これに係る同条第二項第一号に掲げる業務、同項第二号に掲げる業務(日本電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務に限る。))及び同項第四号に掲げる業務をいう。

以下この項及び次項において同じ。)に係る同法第四條第二十三号の事業別分計に基づいて政令で定めるところにより行い、第一項の郵便事業に係る累積欠損金は、昭和四十九年度以後の各年度におけるその郵便事業の損益計算による利益金又は欠損金の累計により計算するものとする。

郵政大臣は、前項の規定により計算した郵便事業の損益計算及び郵便事業に係る累積欠損金(当該会計年度において累積欠損金が生じない場合は、累積利益金)について、その計算後、速やかに、内閣を経て国会に報告するものとする。

第二十七條の五 郵政大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種郵便物(市内特別郵便物を除く。次条及び第二十七條の七において同じ。)及び第二種郵便物の全部又は一部について料金を定めるときは、定形郵便物及び郵便書簡、定形外郵便

物又は第二種郵便物(以下この条において「定形郵便物等」という。)の料金の改定率をそれぞれ郵便等変動率を超えないように、これを定めなければならない。

前項に規定する改定率とは、その定められる新たな料金の実施の日の属する会計年度(以下この項及び次項において「実施年度」という。)の前年度の末日において実施されている定形郵便物等の料金に対する実施年度の末日において実施される定形郵便物等の料金の割合をいう。

第一項の郵便等変動率とは、実施年度の前年度の末日において実施されている定形郵便物等の料金が実施された日の属する会計年度以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

第一項の場合において、郵便書簡の料金の額は、重量二十五グラムまでの定形郵便物の料金の額より低いものとなるようにしなければならない。

第二十七條の六 郵政大臣は、第二十一條第二項から第四項まで及び第二十二條第二項の規定にかかわらず、第一種郵便物及び第二種郵便物の全部又は一部について、郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実と見込まれる範囲内において、審議会に諮問した上、省令で、これらの規定に定める額を下回る額の料金(次項において「特例引下げ料金」という。)を定めることができる。

前項の規定は、特例引下げ料金の額を下回る額の料金を定める場合について準用する。

前条第四項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合について準用する。

郵政大臣は、第一項(第二項において準用する場合を含む。)の省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十七條の七 第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は前条

第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種郵便物及び第二種郵便物の料金が定められている間は、第二十三條第四項中「第一種郵便物の第二十一條第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは、第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。第二十六條から第二十七條の二まで及び第二十七條の六において同じ。)又は第二十七條の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。第二十六條から第二十七條の四までにおいて同じ。)の規定により定められた第一種郵便物(郵便書簡を除く。)の料金の額」と、第二十六條第二項中「第一種郵便物の第二十一條第二項及び第三項に規定する料金の額」とあるのは、「第二十七條の四第一項又は第二十七條の六第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは、「これらの規定により定められた額」と、第二十七條の三第一項中「第二十一條第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額」とあるのは、「次条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)又は第二十七條の六第一項の規定により定められた当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物の料金の額」と、同条第三項中「第二十一條第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額」とあるのは、「次条第一項又は第二十七條の六第一項の規定により定められた当該広告郵便物の料金の額」と、第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する

場合を含む。)中「第二十一條第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは、第二十七條の六第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは、「同項の規定により定められた額」と、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)中「第二十一條第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは、「第二十七條の四第一項」と、「これらの規定に定める額」とあるのは、「同項の規定により定められた額」とする。

第三十三條の見出し中「販売」を「販売等」に改め、同条中「証票の下に(以下この条において「切手類」という。))を加え、同条に次の二項を加える。

郵政省は、郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他切手類に關し周知し、又は啓発を図るための物(次項において「郵便切手帳等」という。))を、実費により販売することができる。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、一定の金額が電磁的方式によつて記録されるカードであつて、切手類、郵便切手帳等及び郵政省が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物のうちその販売額がその給付を受けようとする時において当該カードに記録されている金額を超えるものものの給付を受けることができるものを発行し、郵政省及び第一項に規定する販売者において、これを販売することができる。

第五十一條中「特殊取扱」を「特殊取扱」に改め、「(に省令で定める額の手数料を加算した額の料金)」を削る。

第五十三條第一号中「(に省令で定める額の手数料を加算した額)」を削る。

第九十三條から第九十五條までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、第二十七條の三の次に四條を加える改正規定及び第九十三條から第九十五條までを削る改正規定並びに次項の規定は、公布の

日から施行する。

(経過措置)

2 昭和六十二年度及び昭和六十三年度における郵便事業の損益計算についての改正後の第二十七条の四第三項の規定の適用については、同項中「日本電信電話株式会社及び日本放送協会」とあるのは、「日本放送協会」とする。

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「証票」の下に、「郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第三十三条第二項に規定する郵便切手帳等、同条第三項に規定するカード」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第十七号中「外国郵便」を「国際郵便」に改める。

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は二月五日)

一、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

四月十五日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は四月十二日)

一、放送法及び電波法の一部を改正する法律案

昭和六十三年五月七日印刷

昭和六十三年五月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局